

平成26年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成26年9月18日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅹ地区)
第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅴ地区)
第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅵ地区)
第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第39		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第86号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第87号	飛騨市山田地域福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第88号	飛騨市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第89号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第6	議案第90号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
日程第7	議案第91号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
日程第8	議案第92号	飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例について
日程第9	議案第93号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第94号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第11	議案第95号	元田辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第12	議案第96号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第13	議案第97号	飛騨市肉用牛繁殖センター条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第98号	字区域の変更について(宮川町打保Ⅹ地区)
日程第15	議案第99号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅴ地区)
日程第16	議案第100号	字区域の変更について(神岡町吉田Ⅵ地区)
日程第17	議案第101号	平成26年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
日程第18	議案第102号	平成26年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第19	議案第103号	平成26年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第20	議案第104号	平成26年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第21	議案第105号	平成26年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第106号	平成26年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)
日程第23	議案第107号	平成26年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
日程第24	認定第1号	平成25年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第2号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第3号	平成25年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第27	認定第4号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第5号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第6号	平成25年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第7号	平成25年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第8号	平成25年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第9号	平成25年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	認定第10号	平成25年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	認定第11号	平成25年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	認定第12号	平成25年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	認定第13号	平成25年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第37	認定第14号	平成25年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第38	認定第15号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第39		一般質問

○出席議員(16名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田洞	嶋中	清和	安彦
3番	野後	口村	勝和	憲正
4番	福菅	藤田	武明	彦彦
5番	菅内	沼海	良真	郎次
6番	森谷	下口	充希	子男
7番	天葛	木谷	幸寛	徳文
8番	山池	下田	博寛	文一
9番	籠	山	恵美	子
10番				
12番				
13番				
14番				
15番				
16番				
17番				

○欠席議員(1名)

11番	高	原	邦	子
-----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山本	川本	幸重	一昭
教育長	野村	倉村	孝久	文徳
会計管理者	小野	腰上		豊廣
総務部長	石水	柏木	雅雅	行子
財政課長	谷水	澤井	敦義	子昌
教育委員会事務局長	藤川	瀬上	智清	彦光
企画商工観光部長	沢川	之上		秋
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	東	佐藤司
書記	竹原	美香

平成26年第5回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質 問 者	質 問 事 項	備 考
1	野村 勝憲	1. 産廃問題への対応について 2. 数河地区の振興策は？ 3. 飛騨市のまちづくりは？	17日 午前
2	籠山 恵美子	1. 財産管理の運用基準について 2. 市民の生活安定のための施策について	〃
3	山下 博文	1. 介護保険法改正と飛騨市への影響 2. 深洞湿原・原生林エリアの保全と活用 3. 安全・安心な水道水供給と市の責任	17日 午後
4	前川 文博 (新生飛政会)	1. 8月豪雨災害の対応と河川改良について 2. 市有施設の屋根貸し事業はできないか	〃
5	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. いきいき健康増進事業助成金について 2. 鳥獣害対策の取り組みについて	〃
6	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 8月豪雨災害について 2. 飛騨市の財政について 3. 市の巡回バス「ふれあい号」とコミュニティバス等の運行について	18日 午前
7	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 危険ドラッグ対策について 2. 障がい者の生涯にわたる支援体制について 3. 学校給食におけるアレルギー対応について 4. 行方不明者の捜索について	〃
4	福田 武彦 (ひだ市政クラブ)	1. 教訓を生かした防災対策について 2. 飛騨市の介護状況について 3. 鳥獣害対策について	18日 午後
5	内海 良郎 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市第3次行政改革について 2. 全国学力テストの結果と取り組みについて 3. 飛騨市関連の看板等について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（菅沼明彦）

これより会議を開きたいと思います。本日の欠席議員は 11 番、高原邦子君であります。それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（菅沼明彦）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により 4 番、洞口和彦君、5 番、野村勝憲君を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 86 号 飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
について
から

日程第 38 認定第 15 号 平成 25 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定
について

日程第 39 一般質問

◎議長（菅沼明彦）

日程第 2、議案第 86 号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 38、認定第 15 号、平成 25 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの 37 案件を一括して議題といたします。37 案件の質疑を併せて、これより日程第 39、一般質問を行います。

それでは、これより順次、通告順に発言を許可いたします。最初に 2 番、中嶋国則君。

〔2 番 中嶋国則 登壇〕

○2 番（中嶋国則）

皆さま、おはようございます。

広島市の土石流災害をはじめ、全国各地で 8 月と 9 月に入ってから豪雨によりまして多くの方が災害にあわれました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、大きく 3 点について質問いたします。

1 点目、8 月豪雨災害について伺います。8 月 15 日から 17 日にかけて、前線の影響により激しい雨が降り、高山市を中心に大きな被害を受けたところであります。

飛騨市においては、降り始めからの雨量が 227 ミリで、時間当たり最大 38 ミリを記録し、太江川、山田川、そして、宮川本流の増水により、59 世帯、159 名に避難

勧告が発令される事態となりました。

人的被害は幸いに無く、大規模な住宅被害はありませんでしたが、水の取り入れのための頭首工などの農業用施設や国道360号をはじめ道路、農地等に多大な被害を受けました。飛騨市関係の災害の被害額は、約19億円であります。被害額の大きい主な箇所は、概算ではありますが、宮川町巢之内の国道360号路側兼用護岸決壊2件で3億7,000万円、三ヶ区用水頭首工破損2億円、桜野用水頭首工破損2億円、宮川町桑野で護岸決壊1件2億円などがあり、国や県関係を含めて60カ所以上の災害がありました。

これらとは別に農作物の被害は、水稻8ヘクタールが冠水し土砂流入により大きな被害を受けました。また、トマト、ホウレンソウほかで4ヘクタールが冠水被害を受けました。

三ヶ区用水の取水口が土砂で埋まり、全く水が流れなくなりましたが、防火用水確保のために19日早朝より、用水組合役員の方々が土砂の搬出作業にあたられたことは、大変ありがたいことでした。

多くの市民はご存じないことですが、聞くところによりますと、職員の一部の方は、17日早朝5時過ぎから市内の見回りをされて危険箇所の確認等を行っていたとのことであり、感謝を申し上げます。17日洪水警報が8時10分に発令されましたが、発令された時点では、飛騨市では既に災害対策本部を設置し、対策を練られたことは、平成16年の豪雨災害の教訓が生かされた判断でありました。また、ダムの放流も早期にされていたため、被害が最小限だったことは評価されると思います。

しかし、温暖化現象の影響で、災害が日本のみならず世界各地で発生しており、また、来年もゲリラ豪雨による災害が日本各地で発生するのではないかと心配でなりません。

古川盆地宮川下流域を水害から守る会の被災された方のお話を伺いますと、度重なる水害に遭われ、その苦しみは悲痛な叫びであります。今後の台風襲来シーズンに向け、大雨を心配されております。

平成16年の被災から昨年度まで、谷地区の「殿川合流部から島尻までの大幅な河川拡幅工事・河川河床の掘削工事」などにより、今回の被害は少なく済んで有難かったという話も聞かれますが、いろいろな要望意見を頂いております。

傾斜地に住宅がある人たちに伺うと、山からの出水で水路に水が溢れて、家の玄関に入ってきたそうだったが、土のうが欲しいと思っても、どこにもらいに行くのか解らなかった。区長さんは出かけて留守で、家には女性と子供という状況だったことも市民の方から届いています。

土のう袋の備蓄はありますが、緊急の場合、土の準備ができていないのが現状であります。災害は突然にやって来ますので、そのときの心構えや、対応を職員の方々も話し合い、マニュアル化することが必要と考えます。また、被害が大きかった宮川上流部の高山市との連携があれば、もっと素早く対応ができて被害がもっと少なくなった可能性

があったのでは、との声もあります。

以上、申し上げましたことを踏まえて、特に地元の要望の強い古川盆地宮川下流域の問題を中心に論点をしぼって、次の５点について伺います。

１点目、谷地区の遊水地が水没すると、国道４７１号の野口地区のＪＲ高架下の道路が冠水し、通行できなくなります。道路は重要なインフラのひとつであり、この対策をどう考えますか。

２点目、谷地区および古川盆地の水害による被害を軽減するため、再度、殿川合流部から島尻までの大幅な河川拡幅工事、あるいは「かをる」さん裏の河床の掘削工事を着手すべきですがどう考えますか。

３点目、谷地区遊水地５ヘクタールの水田の排水路は３本あり、山から流れる谷川の土砂および宮川から本流の土砂で埋まりました。バックホーで一部が除去されましたが、側溝の幅が２１ｃｍと小さくスコップが入りません。排水路の深さは、１メートルから１．５メートルあります。度重なる被災を受ける現状の改修を早期に取り組んでいただけないでしょうか。

４点目、土のう袋や土の確保 非常時の対処法を市民に周知徹底すべきと考えますが、いかがですか。

５点目、宮川上流部の高山市との情報交換および市民への避難対応をどのように考えますか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（菅沼明彦）

基盤整備部長、川瀬智彦君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

おはようございます。それでは、８月豪雨災害についての３点のご質問にお答えします。まずは、１点目の国道４７１号の冠水対策についてと、２点目の谷地区および古川盆地の水害対策について合わせてお答えします。

８月１５日から１７日にかけての豪雨につきましては、高山市で８月１７日、７時から８時に１時間最大雨量５６ミリの降雨を記録し、５時間後の１３時には古川大橋の宮川本流の水位が４．１６メートルを記録しました。この水位は平成１６年災害に次ぐ水位で、氾濫危険水位である４．２０メートルにあと４センチと迫るものでありました。

この豪雨により、国道４７１号では古川町野口地内から宮川町小谷地内の区間において、１７日１１時から１９時４０分まで道路冠水のため通行止めとなり、市民の通勤等に支障をきたしたところであり、県におきましては、冠水防止対策を検討していくと伺っております。

次に水害対策につきましては、平成16年の災害対応としての宮川災害復旧助成事業で、おおむね20年に1度発生する規模の洪水に対応できるよう整備を行ってまいりました。さらに、平成26年3月には、宮川流域における総合的な治水対策プランを改定し、宮川の下流戸市川合流点から太江川合流点の区間につきまして、今後10年の次期短期目標として、おおむね30年に1度発生する規模の洪水に対応できるよう改修を進める目標が示されました。この改修は、河床の掘削等を行い、河積の拡大を図る計画と伺っており、宮川の流下能力の向上により、谷地区、古川盆地などへの浸水被害の軽減を図っていくものであります。

市としましては、県に対しまして、今回の豪雨災害の早期復旧と、国道471号冠水防止対策および宮川流域における総合的な治水対策プランに基づく事業の早期対応を要望してまいりたいと考えております。

3点目の谷地区の排水路改修につきましてお答えします。谷地区におきましては、平成16年災害で、4.1ヘクタールの農地と用排水路の埋没被害を受け、災害復旧事業にて土砂除去等を行い、復旧したところでございます。

しかし、今回の豪雨災害におきましても0.2ヘクタールの農地埋没被害を受けました。被災状況は、地区内の排水路が埋没したことにより、排水ができない状況となり、稲作への支障があるということから、地区からの要請がありました排水路につきましては、災害復旧の応急工事として土砂除去を行っているところでございます。

今後は、農地の埋没等の被災につきましては、国の災害査定等の審査を受け、災害復旧工事にて対応してまいりたいと考えております。

市としましては、地区からの要望にも上がっております水路断面の増幅や排水路の敷上げを検証し、農地所有者との協議を行い、事業化を検討してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

おはようございます。それでは、4点目の土のう袋と土の確保等を区長を通じて市民に周知徹底されたい、とのことについてお答えいたします。

土のう袋につきましては、全消防団の全消防器具庫に配備をしています。これらは、水害等に備え、即座に対応できるよう分散しているもので、一刻を争う状況下においては、土砂は現場、現場で対応することが必要と考えております。

ただし、水害の範囲が広範囲になり消防団の土のう袋が不足することも想定されるため、その際には、土のう袋の補充が行えるよう、市といたしまして備蓄をしています。また、土砂の不足に対しましても、災害応援協力協定を結んでおります吉城建設業協会

への要請をすることで、土砂の確保が図られるような体制となっております。

実際、今回の豪雨災害でも、自主防災組織より土砂が不足しているとの連絡があったことから、吉城建設業協会の協力のもと、提供を行ってきたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のように市民への周知は必要と思いますので、今後、区長会、自治会を通じまして周知を行ってまいります。

次に5点目でございますけれども、宮川上流部である高山市との連携があれば、早期の対応で被害軽減の可能性があったのでは、という点についてですが、今回の豪雨災害の際は、職員が市内の主要な河川に張り付き監視をするとともに、市内パトロールにより情報収集を行いました。

上流部である高山市内の雨量や河川水位状況の把握につきましては、一般に公開されていますインターネットサイトの「岐阜県川の防災情報」から、27観測地点の時間雨量などの情報が確認できますし、河川の水位状況も10分単位で確認できるもので、宮川上流部では国府町、下切町、冬頭町などの地点で、荒城川では漆垣内、高原川では双六の水位状況が得られるものであります。

また、気象庁ホームページの防災情報では、全国の最大6時間先までの雨量予測が確認できるものですが、中でも本年の8月7日から提供が開始されました「高解像度降水ナウキャスト」によりますと、30分先までの予測ではありますが、これまで1キロメートルメッシュであった降水域の分布が、250メートルメッシュとなったことで、より正確な降水予測の情報が得られるようになってきました。

今回の豪雨災害の際に発令しました避難準備情報や避難勧告は、今ほど述べましたように飛騨市のみならず高山市の情報や今後の予測も含め、総合的に検討を行った結果、市民への危険が迫っていると判断した地域に発令したものであり、市民に対しての避難周知に遅れはなかったものと思っております。

しかしながら、災害時の停電等によりインターネットなどの情報が得られない場合も考えられますので、上流部であります高山市とは引き続き連携を図っていく所存でございますので、ご理解をお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○2番（中嶋国則）

前向きな答弁をありがとうございました。2、3要望というか、確認をさせていただきたいと思いますが、まず土のう袋の件でございますけれども、私、何人かの区長さんに確認しましたところ、消防器具庫にあるというふうに答えられた方もありますが、そういったことはどこにあるのか聞いていないという区長さんもございましたし、あるいは土のう袋が随分何年か前ですので、今現在だいぶ少なくなっているというような回答をされた区長さんもおみえになりましたので、その辺やはり周知徹底も含めて、あとの補充等もお願いをしたいと思います。

それから、排水路の改修計画には取り組んでいただけるということで、感謝を申し上

げます。

古川盆地宮川下流域の大きな被害は、ご承知のように平成11年、16年、今回を含めて3回になります。わずか15年間に3回も大被害に見舞われたわけであります。今回の豪雨によりまして、これは宮川下流域ですけれども、特に宮川と殿川合流付近の河床が1.5メートルくらいまた高くなっておりますので、被災した農地あるいは宮川流域の一日も早い現状復帰を願ひまして、次の質問に移ります。

飛騨市の財政について伺います。今議会に、平成25年度一般会計決算書が提出されています。その中から、今後の飛騨市の将来を見据えて質問いたします。

平成25年度一般会計の決算は、歳入181億9,200万円、歳出168億3,900万円です。翌年度に繰り越すべき財源の6,600万円を除く実質収支は、12億8,000万円の黒字となりました。24年度の決算と比較しますと、24年度は歳入201億2,100万円、歳出188億1,600万円です。翌年度に繰り越すべき財源の1億5,800万円を除く実質収支は、24年度11億4,600万円の黒字となっております。

24年度に行われました大型事業ですけれども、飛騨市クリーンセンターをはじめとする大型建設事業が終了し、25年度は予算規模が約20億円ほど減少する中で、25年度は実質収支が24年度と比較しまして1億4,100万円も黒字が増えました。

歳計剰余金処分による財政調整基金への積立は、24年度は6億円、25年度は7億円と1億円増えております。

財政調整基金残高は、58億7,000万円となりましたが、財政の弾力性を示す経常収支比率は85%で、前年度から1.9ポイント増えており、悪化をしております。合併特例期間終了後の平成26年度からは、普通交付税の合併算定替えが段階的に縮小されてまいります。26年2月現在の試算では、26年度から31年度までの5年間で、約15億4,000万の普通交付税が減少するという見通しになっております。

これまでの行政改革の結果をもってしても長期財政見通しでは、平成29年度に収支が5億円赤字になると予測されております。将来にわたり健全財政を維持し、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」に向けた取り組みが必要になってまいります。

そのためには、26年度から30年度までの第3次行政改革の5年間で重要であります。どのように取り組まれるのか質問したいところですが、第3次行革につきましては、今日の午後から内海議員が質問通告をされていますので、よろしく願いいたします。

そこで4点について伺います。

1点目、25年度決算額で12億8,700万円が黒字になりました。黒字になった理由を市民に分かりやすくご説明をお願いします。

2点目、合併特例期間終了後、平成31年度の一般会計の予算規模はどの程度を想定していますか。

3点目、合併特例期間終了後に普通交付税が減少します。国は、算出方法の見直しを

行うのでしょうか。

4点目、飛騨市の景気は、公共投資に頼るところが大きいのですが、国および県が行う事業が減少傾向にある中で大変厳しいと思われます。今後の飛騨市の建設事業にかかる公共投資の見込み額は、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

皆さん、おはようございます。今日は4名の方の一般質問にそれぞれお答えさせていただきたいと思います。

はじめに私のほうから、今財政につきまして4点の質問がございました。それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

黒字の理由でございます。平成25年度一般会計の決算について、歳入面では、一般財源の大半を占める地方交付税において、「地域の元気づくり推進費」の創設や合併特例債の償還に伴う公債費導入によりまして、対前年比2億9,900万円の増加となったことが大きな要因でございます。歳出面では、これまでの政策を再度見直し、より充実を図る目的で実施いたしました政策総点検に寄せられた市民の声を基に、「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自律」を柱に「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現を目指し、積極的な事業展開を図りつつも効果的、効率的な予算執行に努めた結果、繰越明許費繰越金を除く実質収支は12億8,720万2,000円となったところでございます。平成26年度からは合併特例の終了によりまして普通交付税の縮減が開始されておりまして、将来を見据えた持続可能な財政を維持するために、歳計剰余金処分により財政調整基金に7億円の積み立てを行ったところでございます。

次に、2点目の合併特例期間終了後の一般会計の予算規模はどの程度を想定しているか、についてお答えをさせていただきます。

自主財源の根幹をなす市税は、全国的な経済情勢は上向きつつあるものの、現在も目に見える地域経済の好転までには至っておりません。個人、法人市民税とも伸びが鈍く、土地価格の下落によりまして固定資産税も厳しい状況下にあります。依存財源のうち普通交付税は、平成25年度に約17億8,000万円にも上る合併特例加算が今後5年間で段階的に縮減されることから、合併支援が完全に終了する平成31年度以降は歳入面での先行きが不透明な状況にございまして、量入制出を原則としたより堅実な財政運営が求められるものと考えているところでございます。

合併特例期間終了後の予算規模につきましては、すでに公表しております長期財政見通しに示したものが現段階でのお答えであるわけでございますが、最新のものでは、平成31年度の予算規模は、144億6,000万円と見込んでおります。しかし、この

見通しは一般会計に情報施設特別会計などを加えた「普通会計」の決算額推移を基に、人口予測や経済見通しなどを考慮して数値をスライドさせたものでございまして、災害の発生や国等の大幅な政策変更などの特殊要因は想定をしていないところでございます。したがって、長期財政見通しに随時見直しを加え、ローリングを行うことで適正な予算規模の検証に努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の合併特例期間終了後に普通交付税が減少するが、国は算定方法の見直しを行わないのか、についてお答えいたします。

平成２６年４月４日付で総務省自治財政局交付税課より通知された「市町村の姿の変化に対応した交付税算定について」によれば、平成の合併において市町村の姿が大きく変化し、合併市町村特有の財政需要が生じていることを踏まえ、普通交付税の算定については、平成２６年度以降５年程度の期間で見直しを行うものとされております。平成２６年度からの３年間にかけて支所の行政需要について加算することとしているほか、人口密度等による需要額の割増し等についても記載されているところでございます。

なお、飛騨市は平成２５年１０月に設立されました「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」に加入しておりまして、全国の合併市と歩調を合わせて、国等に対し合併算定替終了後の財政支援措置を求める継続的な要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に４点目でございますが、今後の建設事業の公共投資の見込みでございます。２点目のご質問でお答えしたとおりでございますが、今後の本市財政運営はより厳しさを増すことが予測されております。しかしながら、建設事業などの公共投資は多くの市民が従事される産業であるため、地域経済の維持、発展の面からも、市民生活に必要な社会資本整備に要する経費は確保しなければならないと考えております。

長期財政見通しでは、普通建設事業費の見込みに単独事業分として１０億円を計上しているところでございます。この額を基礎として、個々の国、県補助金などの特定財源を加算し事業費を積み上げることによりまして、最小限の一般財源負担で公共投資の確保が図られるよう事業調整に努めてまいります。

併せて、国や県が実施いたします事業に対しても大型事業の採択に向けて、今まで以上に強く精力的に要望を重ね、市内における公共投資の総量を確保してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

○２番（中嶋国則）

ありがとうございました。交付税の算出方法の見直しがどうかというようなことを心配していたのですが、合併市町村特有の事情に配慮して今後加算が検討されるというお話を伺いまして、少し安心をいたしました。

それから、公共事業の投資額が市長のほうから発表がありました。３１年度は、１４

4億6,000万という答弁だったと思いますが、これは25年度の当初予算と比較しますと、25年度当初予算は165億1,000万円ですので、5年間で約20億円当初予算が減ることになるかと思いますが、今ほどの答弁の中で大型事業等の採択を図っていくということでございました。

私がこの質問をするに至ったきっかけといいますのは、建設事業の方とお話ししますと、飛騨市には公共事業が少ないんだということで、相当心配をしてみえたわけでございます。といいますのは、高山市におきましては東海北陸自動車道の工事であるとか、あるいは中部縦貫道の工事であるとか大きい大型事業がたくさんあるので、建設業者は何とかやっていけるけれども、飛騨市の建設業者はやっていけないので、その辺何とか市長に質問、要望してくれよ、というお話がありまして、こういう一般質問になったわけでございます。

その中で、ちょっと質問から外れますけれども、市長に激励をしたいと思うことがございます。といいますのは、昨年7月7日、神岡町船津地内におきまして落石の災害事故が発生しました。国道41号線でございます、皆さんご承知のとおりでございます。これにつきましては、市長がすぐさま対応されまして、国土交通省へ太田大臣を訪ねられまして、41号線の落石の改修をお願いしたいということをされました。

新規採択というのは大変難しいわけでございますけれども、見事、トンネル新設で対応するという回答をいただいたところは、皆さまご承知のとおりでございます。今年度から測量、地質調査、道路設計が始まったということで、非常にありがたいと思うところでございます。参考までに事業費を申し上げますと、大変大きな金額で170億円の総事業費でございます。これは、トンネル、橋梁、その他含めまして総延長3.1キロメートルの大事業計画が今着々と進んだということでございます。今後も土木行政のエキスパートである井上市長の手腕で国、県に働きかけていただきまして、安心・安全なインフラ整備がより一層進み、飛騨市の景気を支える対策になることを希望いたします。次の質問に移ります。

3点目、市の巡回バス「ふれあい号」とコミュニティバス等の運行について伺います。このことにつきましては、2年前の平成24年9月定例議会において質問をしたところであります。

「ふれあい号」は、合併以来、飛騨市を巡回する目的で運行されていますが、利用者の多い区間や利用者の少ない区間があり、また、移動時間の短縮を望む声、温泉施設、通院、買い物利用が多いことなどから、25年度から利用状況調査や住民意識調査を実施し、新たな公共交通体系の整備に今取り組まれているところであります。

25年度決算書を見ますと、バスの運行経費は、年間約1億140万6,000円かかっております。運行経費に対する収入は、1,417万2,000円であります。差し引き8,723万4,000円余りが一般財源の持ち出し、赤字となっているわけでございます。

また、運賃面については、巡回バスは１００円、コミュニティバスは無料、濃飛バスは古川駅から神岡営業所間が１，０４０円となっており、民間との格差、地域間格差が生じております。

運賃の値上げや運行の見直しの質問からちょうど２年が経過し、公共交通体系整備に昨年度は予算で３０４万５，０１８円、今年度予算としまして５２４万９，０００円、昨年と今年２年間の合計は８２９万円余りであります。この予算を使って今、整備、研究をされているというところでございます。これまでの経過と今後の予定を含め、次の３点について質問します。

１点目、巡回バスやコミュニティバス等の見直しの進捗状況についてご説明をお願いします。２点目、国や県の補助金の活用については、どのような内容でしょうか。３点目、運賃格差の是正と運行の利便性はどのように改善されるのでしょうか。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、市の巡回バス「ふれあい号」とコミュニティバス等の運行についてお答えいたします。

第１点目でございますけれども、最初に、現在の進捗状況についてお答えいたします。

市は、昨年７月に道路運送法等の法律による法定協議会といたしまして、「飛騨市公共交通会議」を設置しました。同会議は、国および県の関係機関からは高山国土事務所長、岐阜県公共交通課長など、運送業者からは岐阜県バス協会など、地域からは市の区長会連絡協議会会長など計１８名の委員で組織されています。

この組織は、より利便性が高く、将来的に持続可能な新しい地域公共交通体系への再編計画の作成に向けて協議を進めているところでございます。

計画は、市民との協働によって創りあげることが目標とし、昨年度アンケート調査を実施しました。その結果、公共交通は移動制約者の、通院、買い物および通学として重要な移動手段として、利用されていることが分かりました。また、高齢者からも、通院および買い物には大切な移動手段であるとの意見も伺っております。

これらの意見も含めて、各路線の編成案を作成した上で、今年４月から区長会および自治会への説明会を開催し、さらに希望のある地区につきましては、市から職員が出向きまして説明会を実施してまいりました。

説明会で出された意見などを参考に、再度検討を行い、新たな編成案を作成し、実際に運行が可能か運行事業者と現在検証を行っている最中でございます。

新たな編成案が運行可能であれば、今後「飛騨市地域公共交通会議」にて協議を行った上で、本年中に市民との意見交換会を行い、最終的な編成案を取りまとめていく予定で進めております。

2点目の国や県の補助金の活用についてお答えいたします。国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱などでは、運賃運行幹線は無償では補助金の補助対象外となっております。

「飛騨市公共交通会議」の協議において、運賃の有料、無償が混在している件については、サービスの公平性を確保することから、今回の見直しの中で全ての路線において運賃の有料化することが決められております。

また、区長会および自治会への説明会でも、運賃の有料化につきましてはご理解をいただいておりますので、新たな公共交通体系がどれだけでも国などの補助金を活用できるよう、補助金要件も加味しながらバス路線の編成案を作成していきます。

3点目の運賃格差の是正と運行の利便性はどのように改善されるか、についてお答えいたします。

運賃格差があることは周知しております。先ほどお答えしましたように「飛騨市公共交通会議」でも運賃の有償・無料が混在していることは、サービスの公平性を確保することから、また今回の見直しの中で、運賃の有料化が決められました。区長会および自治会等での説明を行ってまいりましたが、理解を得てきております。併せて、分かりやすい運賃体系に改めることも、今回の見直しの検討事項としております。

また、現在の巡回バスは長距離運行ということもあり、JR、その他の路線との乗り換え、乗り継ぎの時間調整ができていないのが現状でございます。しかし、今回の編成では、通院、買い物および通学に焦点を置き、全ての路線において総合的に考えることで、各路線間をつなぎ、乗り継ぎを考慮した編成案となっております。また、古川町、神岡町市街地に巡回タクシーを導入することで、今までより広範囲での通院や買い物が可能となり、利便性の向上が図れるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。1点だけ質問します。新交通体系は、いつからスタートの予定でしょうか。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。来年の10月から新しい編成案で運行する予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。利用者にとりまして便利になること、そして通院や買い物が自由にできるというようなことで、来年10月からの新しい体系がスタートすることをお聞きしました。利用者が増えることを期待しながら、質問を終わります。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩いたします。再開を午前１１時といたします。

（ 休憩 午前１０時５０分 再開 午前１１時００分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に６番、後藤和正君。

〔６番 後藤和正 登壇〕

○６番（後藤和正）

通告に基づき、大きく４点の質問をいたします。はじめに、危険ドラッグ対策についてお尋ねいたします。

興奮や幻覚の作用がある危険ドラッグを使用したことによる事件や事故が全国で相次いでいます。警視庁の発表では、今年６月までの上半期に摘発された事件が、前年同期と比べ２．５倍増の１２８軒、人数では２．２倍増の１４５人に上っており、深刻な社会問題となっております。最近では頻繁に新聞、テレビで「危険ドラッグ」という文字を目にするほど蔓延しております。

岐阜県では危険ドラッグを独自に規制する条例の制定を目指し、岐阜県議会この９月定例会に条例案を提案し、１２月１日の条例施行を目指すとしております。また、危険ドラッグ抜き打ち検査を行うとして専用分析機器を導入するなど、関連費用１，６４０万円を危険ドラッグ緊急対策事業費として盛り込んだ補正予算案も提案されます。岐阜県で、危険ドラッグを使ったハーブなどを吸引し、意識を失ったり、錯乱状態に陥って救急搬送された人は、今年６月までの上半期にすでに１１人となっており、昨年は１年間の１１人でありましたので同数となっております。この結果から、使用者が倍増しているように推測されます。

県内で確認されているハーブ販売店は２軒ということですが、インターネット通販で禁止薬物が含まれていないとする合法ハーブ、また、お香と称して販売されており、覚せい剤や大麻と比べて安価で簡単に手に入る品物であることから、たばこの延長のような感覚で若者中心に吸引が広がっております。

合法と言いながら販売されておりますが、販売店は成分が分からないまま売っており、実際に覚せい剤や大麻よりも強いものがあつたり、最近では使用者が強い効き目を求めるので、ハーブに混ぜる物質の割合を増やす傾向にあるようで、ものすごく危険であります。厚労省の指定薬物は１，４００種類もの違法な指定薬物があり、今年４月から製造や販売だけでなく、所持や使用も禁じられております。売買が後を絶たない原因に、化学構造を変化させたりして規制逃れの商品が出回ることです。また、パソコンで注文

し、自宅で商品を受け取れるといった簡単に手に入りやすいことから、危険ドラッグの使用者が急増しております。先日、配達販売事件の容疑者は月収1,000万円と大きな収入で「やめれなかった」ということです。使用回数が増えれば、当然使用依存度も上がり、使用頻度も上がるので販売者の収入は増え続けます。金儲けのために、販路も拡大していく恐れがあります。地方でも使用者が出て、事件事故が発生する恐れがあります。

先日、飛騨警察署の牧原刑事課長兼生活安全課長にお話をお伺いしてきました。「現在、飛騨地域では、販売所はなく事件化してないが、以前帰省している若者を職務質問すると、ハーブを持っていたので実際に鑑定した事例があり、その時の検査方法では違法ではなかったが、このように就学や就職で都会に出て、ハーブなどドラッグを持って親元に帰省するケースや、高山市には各地方からさまざまな人が移り住んでおり、持ち込んで来ることを心配している」と蔓延していくことを危惧されてみえました。また、飛騨警察署では毎年、飛騨市内2校の高校で薬物講話をされているとのことでした。そして、牧原課長から「これからは、皆さんの共通認識が必要で、若者を救ってほしい。助けてやってほしい。警察もいろいろな所で講話に努めます」と言われました。このように規制強化だけでなく、未然防止の手立てとして、若者にその危険性を伝える啓発活動、手を出さないという学校での教育が重要であると思います。飛騨市にも、「危険ドラッグ」という魔の手が忍び寄っている不安の中で、早めの対策が必要であると考え、次の3点についてお伺いいたします。

はじめに、全国的に危険ドラッグの使用による死亡事故など後を絶たず、深刻な社会問題となっていますが、飛騨市では、この事態をどのように受け止められているかお伺いします。

次に、飛騨市は危険ドラッグの濫用を防止するため、どのような啓発活動に努められているか。また、今後、より強化した予防対策を講じるべきではと思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねします。

3点目は、日本薬物対策協会の昨年の首都圏中高生対象の意識調査で、ハーブ等について意識調査を行われた結果「個人の問題で判断は自由」と回答した生徒が11%、「法律に反していないなら悪いとは言えない」と回答した生徒が5.1%で、危険性の認識の低さが浮き彫りになっております。教育現場での取り組みはどうされているのかを山本教育長にお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

おはようございます。それでは、後藤議員ご質問の1点目と2点目についてお答えいたします。はじめに、全国的な危険ドラッグによる事故、事件について、市はどう受け

止めているかについてお答えいたします。

現在、報道されている危険ドラッグ関連の事件では、尊い人命を奪うものがあり、新たな薬物問題としてその危険性を感じております。

県へ確認したところ、飛騨地域で危険ドラッグを使用した事件事故は現在発生してはおりませんが、潜在的なものまでは把握できていないそうです。岐阜地区では、平成25年の1年間に危険ドラッグ関連で救急搬送された事件が11件あったそうです。地域、社会において危険ドラッグ濫用の防止に対する取り組みが必要であると感じております。

次に、2点目の濫用を防止するための啓発と予防策についてお答えいたします。本年、7月22日、警察庁と厚生労働省による、違法ドラッグとも脱法ハーブとも言われておりましたものが「危険ドラッグ」と名称が統一され、全国的に厳重な当局の取り締まりと氾濫防止、まん延予防等の活動がなされています。

議員のご説明のとおり、現在、県では仮称ではありますが「岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定が予定されております。パブリックコメントで示された県条例の概要では、知事権限で薬物指定ができるような規制も検討されていることから、今まで以上の取り組みがなされ则认为しています。

市としましては、6月26日の国際麻薬乱用撲滅デーにちなみ、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、これは6月20日から7月19日までの運動でございますが、を展開し、例年どおりポスター掲示等にて啓発を行ってきました。今後も麻薬や覚せい剤の薬物と同様に、飛騨保健所、飛騨署と連携をして市民の皆さまへの予防啓発を図ってまいりたいと思います。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

皆さま、こんにちは。それでは、危険ドラッグ対策における3点目のご質問、教育現場での取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、危険ドラッグの対策は、規制強化だけでなく、青少年に薬物の危険性を伝える啓発活動や、決して手を出さない強い意志を育てる学校での教育は、極めて重要であると私も認識しております。

飛騨市の各学校では、これまでも薬物乱用防止教育を進めてきましたが、危険ドラッグによる深刻な社会問題の増加を踏まえ、昨年10月にあらためて各小中学校へ、薬物乱用防止教育のさらなる充実を期すための依頼、通知をしました。

重点は3つあります。まず1つは、学校における薬物乱用防止教育は、保健の時間のもとより、学級活動や道徳等の時間も使いながら、学校教育全体を通じて指導を行うこと。2つ目は、学校保健計画に薬物乱用防止教室を位置付け、すべての学校が年1回以

上、必ず開催すること。その場合、薬物等に関する専門的な知識を有する指導者、例えば、県保健所職員や警察署員、学校薬剤師、保護司等を講師として招くなど、関係諸機関と連携を図って開催すること。3つ目、薬物の有害性や危険性の知識習得のみならず、個人の心理状態や断りにくい人間関係の困難さ、先ほど議員からインターネット、スマホ等の話もありましたが、入手しやすい社会環境などによって乱用が助長されるため、それらに対して適切に対処することの大切さを十分に理解できるよう指導方法を工夫すること、の3つです。

本年度は、市内全小中学校が学校保健計画に「薬物乱用防止教室」を位置付け、この1学期間中、すでに半数以上の学校が計画に基づいて開催しました。対象学年は、小学校では、5、6年生もしくは6年生で、中学校では2年生です。県知事から委嘱された薬物乱用防止指導員としての学校薬剤師や保護司等を講師に招いて、児童生徒および教職員は、薬物乱用は犯罪であり、きっぱり断る強い意志を持つことの大切さをその場で学びました。

今後とも各学校における計画的、継続的な薬物乱用防止教育の実施と充実を促すとともに、その見届けを図り、児童生徒が「薬物を使用することは、家族や社会に大きな迷惑をかけ、決して個人の自由ではない」ことを強く自覚できる姿を目指していきます。そのためにも、研修の充実によって教員の指導力の充実を図ること、そして、PTAとして危機意識を強く持って我が子の指導ができることが重要あるというふうに考えます。教育委員会としての指導、啓発の充実に努めていく所存です。いずれにしましても、薬物の怖さを認識させ、人として生きることの尊厳をあらゆる教育活動を通して育んでいくことを教育の使命として強く認識しなければならない今であると考えております。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○6番（後藤和正）

飛騨地区では事件はゼロで、潜在的なものは県では把握されていないということ、できないということですが、使用が原因の死者や事故事件での逮捕などは、摘発される犯罪者は氷山の一角であって、実態はかなり多いとされております。今、述べられましたように、保健所、警察、関係諸機関連携し、徹底して犯罪を防ぐように努めていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

大きな2つ目として、重い障がいのある人の生涯にわたる支援体制についてお伺いします。

平成20年に設立された「飛騨市障がいのある人を支える会」は、誕生から就労まで一生涯にわたる途切れのない支援体制の実現に向けた活動が続けられ、飛騨吉城特別支援学校の開校に至る要望活動、今年からは特定非営利活動法人の認証を受け、NPO法人として新たなスタートを切られ、7月5日には「山田ふるさと福祉村」の開所式を開催されました。今後はここを拠点に、特別支援学校卒業後の長い人生を安心して暮らせる場など当法人が主体となり、新たな社会資源を創出し、安定かつ継続的な事業を行っ

ていわれます。

この会の発足からこれまで、親御さんを中心に躍動的に活動され、障がいのある人の境遇が飛躍的に改善されてきました。飛騨市も特別支援学校の開校や福祉村、憩いの家など、障がい者の生活全般に対し、行政措置を講じて充実を図ってこられました。

しかし、重い障がいがあるお子さんの親御さんは、特別支援学校卒業後の心配、そして将来自分が先に死んでいくことや年老いたり、不自由な体になり、子供の面倒が見られなくなることを毎日不安に思われて生活されております。

そこで、今後残された課題、まだまだ親御さんがぬぐいきれない不安の中から質問をさせていただきます。障がいのある人の中には、将来は就労できる方もみえますが、重度の障がいのある子は特別支援学校卒業後、行き場所がないと全国各地で言われております。先日、知的重度の子を持つお母さんが「うちの子は危険認識がなく目を離せない状況で、一人にしておくことはできません。卒業してから親が一生付き添うことができればいいですが、生活のために仕事もあり、私たち両親が健康であっても家で面倒見ることは難しく、卒業後に毎日の活動できる場所が近くにほしいです。特別支援学校での学び、教育の面では確かに途絶えますが、継続した関係を学校と保てるような場所で支援が受けられればありがたい」と言ってみえました。また、将来に及んでは、高山市には飛騨慈光会のいろいろな施設があり、障がいのある人の居住の場もありますが、飛騨市にはそのような施設がありませんので、地域にグループホームがほしいと強く望まれております。子供が一生涯安心して活動できる「居場所」が欲しいと願ってみえます。

また、現在、あるご家族は、ご両親が働いてみえるので、特別支援学校へ通学しているお子さんの下校後から夕方までは、施設に預けてみえます。飛騨市にある障がい児を預けられる施設は寿楽苑の「ぽかぽかハウス」と社会福祉協議会の神岡町東小学校旧校舎での「なかよしキッズ」、障がいのある人を支える会が山田ふるさと福祉村で行われております「ピース」があります。現在この3施設では多少違いはありますが、平日は午後6時までとなっていて、土曜、祝日、長期休暇の日は午前9時から午後5時まで利用できます。しかし、日曜日は預かってもらえないことや平日の延長預かりができないことがあり、善処してほしいという声を聞いております。

親の病気や入院、急な仕事の対応、祖父母の容体悪化など、突発的な事態が生じることもあり、柔軟に長時間でも対応できたり、場合によって施設に宿泊ができることを望まれております。ぜひ、何とかしてあげる方法を検討されたいと切望します。

親御さんは、子供を預けて自分のゆとりの時間を取りたいのではなく、「助けてほしい」という必死の願いであります。お年寄りと暮らしてみえますと、近い将来のお年寄りの介護の不安なども重なり、毎日がこの先心配でいっぱいです。「親が子供の面倒をみられなくなったら、富山かどこか探して入れてもらえないかな」と言われても困ります。障がいのある人の心配や苦悩は、あそこんちの話「他人事」ではないのです。「自分たちは関係ない」のではなく、全市民対象の話であります。すべての方が安心して暮らせるため

に、将来に向かって支援施設等の支援体制を強化していくべきではないかと、次の３点について伺いたいします。

はじめに、日中一時支援施設での日曜預かりや遅くまでの時間延長はできないか。また、突発的な場合など、事情によって宿泊も含めて柔軟に対処してもらえないか。そして、日中一時支援施設の１日預かりでは弁当を持参しているが、有料での給食サービスはできないか伺います。２点目に、特別支援学校卒業後、教育は終了するが、学校とのつながりが持てて、活動や生活できる支援施設が周辺にできないか。３点目に、障がい児を抱えてみえる親御さんの苦労や負担は大きく、体調を崩されがちで体を心配されております。市内にショートステイができる支援施設が必要であること、また、将来的にグループホームの建設は不可避ではないかと思われまます。当然に施設運営には民間の経営能力も活用しなければならないと思いますが、今後にあたっての市のお考えをお聞きします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、後藤議員ご質問の障がい者の生涯にわたる支援体制について、１から３点についてお答えいたします。

はじめに、飛騨市の障がい者施策につきましては、飛騨市障害福祉計画に基づき、数値目標を設定し、当事者の家族を含めた関係者で構成する障害者自立支援協議会において、障がい者に対する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行ない、推進しているところであります。

しかし、サービスを提供する事業者の飛騨市への参入が少ないことにより、飛騨市内でのサービス供給が充分ではなく、高山市や他の地域のサービス事業者を利用せざるを得ない状況であります。

このような状況の中で、今年になり飛騨市の障がい者支援団体や、就労継続事業所が次々に事業所を立ち上げられ、また他市から飛騨市への事業所参入の話もあるなど状況が変化しており、市では期待しているところであります。

それでは、議員ご質問の１点目であります日中一時支援事業についてお答えをいたします。飛騨市障がい者日中一時支援事業は、「障がい者の日中における活動を確保し、家族等の一時的な休息を図る」ことを目的とした事業であります。

議員も述べられましたが、飛騨市では３事業所がこの事業を行っており、社会福祉協議会が神岡町で行っている「なかよしキッズ」、飛騨寿楽苑が古川町で行っております「ぽかぽかハウス」、そして飛騨市障がいのある人を支える会が神岡町で行っております「ピース」があります。

「なかよしキッズ」は、登録者が２６名で小学生から高校生、預かり時間は月曜から

金曜までは放課後から１７時まで、延長では１７時３０分まで行なっています。土曜日は月３回、８時３０分から１７時まで、夏休みは月曜日から金曜日まで８時から１７時まで預かります。

「ぽかぽかハウス」は、登録者１２名で小学生から成人、預かり時間は月曜から金曜日までは放課後から１８時まで、延長で１９時まで行なっています。土曜日は、９時から１７時まで、夏休みは月曜日から金曜日まで、９時から１７時まで預かります。

「ピース」は、登録者７名、中学生から成人ですが、月曜から金曜日までは１６時から１８時まで、土曜日は１０時～１６時まで、夏休みは月曜から土曜までが９時から１８時まで預かります。

これら３事業所は、飛騨市の実施要綱に沿って事業を行なっていると思いますが、事業の内容につきましては、各事業所の独自性でありますとか裁量によって実施されており、時間延長、休日預かりにつきましても事業所として現在努力していただいているところでございます。

また、突発的な事情により、宿泊を含めた対応とのことですが、この日中一時支援事業は「日中での預かり」が目的であるため、この事業での宿泊の対応はできません。

しかし、対象のお子さまの障がいの程度、施設の空き具合、緊急度によりますけれども高山市の山ゆり学園や高山赤十字病院の重度心身障害児短期入所を利用することができません。

また、有料での給食サービスの件についてであります。夏休みや土曜日の利用時の給食のことと思いますが、現在のところ飛騨市や高山市での日中一時支援事業所においては行っておりません。安全に給食を提供するため、ならびにスタッフの仕事量などについて課題もあることから、給食の提供については難しいと考えております。

次に、２点目の特別支援学校周辺に支援施設ができないか、というご質問ですが、高山市の慈光会の施設のように、特別支援学校周辺に支援施設があることは、利便性が高いものと認識しております。事業促進を図る上で、飛騨圏域の事業所に働きかけを行ない、自立支援協議会で協議をしながら、要望に沿えるような提案をしてまいりたいと考えています。

次に、３点目の市内にショートステイができる施設が必要であるとのことですが、現在飛騨市の障がい者、成人の方ですが、障がい者の利用形態としては、生活介護のための施設に通所している人がショートステイを利用されております。

実態としてショートステイ施設は、単独の施設ではなく、通い慣れている生活介護施設に付随して運営されるケースが多くみられます。飛騨圏域では、入所施設併設型で対応されていること、また、国は、障がい者の地域移行を推進しており、新規入所施設の建設ができていくことから、飛騨市に単独施設を整備することは難しいと考えます。

また、障がい者のグループホームにつきましては、現在１２名の方が高山市の慈光会の施設を利用させていただいております。飛騨市に就労支援施設、生活介護施設ができ

るようになれば、飛騨市内で利用を希望される方も増えることが予想されます。

市としましては、飛騨圏域の事業所と情報交換、情報提供を行いながら整備に向けて取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○6番（後藤和正）

答弁では、今は飛騨市ではサービスの供給が十分ではないが、今後他市からの事業所参入が期待できるということ。そしてまた、特別支援学校卒業後の支援施設については、要望に沿えるように提案して進めていく。グループホームに関しましては、今は慈光会のほうですが、整備について今後取り組んでいくという前向きなご答弁をいただきました。

私は、障がいのある方の親御さんに、例えば普通に職場の旅行とか友人との旅行にも行ってほしいと思うのですが、そういったことも不可能なようで、そういった生涯を送れるように障がいのある人の家族の負担をなくし環境が良くなるために、家族の方のお話を伺ったり、理解して、すぐにでも考えていかなければならない課題であると思います。福祉課におかれましては、福祉計画に基づき事業の充実に努められておりますが、重い障がい児を抱えてみえる親御さんの悩みが解消できますように、今後においてもニーズに応えられるサービスの提供、体制の確立にご努力されることをお願いし、次の質問に移ります。

次に、学校給食における食物アレルギー対応についてお伺いします。

今年5月に、愛知県の犬山小学校で卵アレルギーの3年生女児が病院に救急搬送されました。また、東京府中市で食物アレルギーのある5年生の女児11歳が給食を食べた後、死亡する事故が起きたニュースはまだ記憶に新しいところです。

文科省の調査では、食物アレルギーの児童生徒数は約40人に1人いるとされており、近年はアレルギー患者が増えております。多くの学校がヒヤリとする場面に直面した経験を持つと言われており、地域や学校で日々改善の努力が続けられております。文科省の学校給食実施基準に「可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めること」と指導がありますが、それぞれに施設規模や人員配置などが異なるために、対応の差があるのが現状です。

全国の学校給食では、アレルギーが少ない食材などの原因物質を使用しない献立を設けたり、アレルギー対応の調理室を分けて設けたり、いろいろな取り組みをしながら対策を講じております。深刻な事態を防ぐには、日ごろの学校現場での情報共有が欠かせず、教員らが一定レベル以上の疾患を持つ児童生徒の情報を共有し合うことが大切であり、適切な学校現場での対応が取れる態勢が求められております。また、激しいアレルギー反応を起こす人は、症状を抑える自己注射薬を使用するケースもあるようで、事態が生じたときに養護教員を呼ぶなど複数で対応する緊急時の体制の確保と連携が重要であります。

そんな中で、今年、給食のアレルギー事故を未然に防ごうと、岐阜県安八郡輪之内町の小学校でＩＣＴを活用した学校給食のアレルギー管理システム、株式会社スフィアプロジェクトの商品名アレンジャーを導入するニュースが「例のない取り組み」として全国に広がりました。業者が給食の献立表の成分を事前にコンピューターに入力し、いずれかにアレルギーがある児童生徒のリストが毎日パソコンに表示され、クラス担任のパソコンやスマートフォンの画面に送信されるので、担任は確認し、保護者と連絡を取って当日の対応が行なわれております。担任がチェックすると自動的に教頭先生のパソコンに送信され、全クラス担任のシステムチェック状況を確認することができ、対応漏れを防ぐ仕組みとなっております。チェック項目では、見た目では分からない加工食品に含まれる成分も点検の対象となるため、正確さは増し、手作業からデジタル化したことで業務負担は大幅に軽減したということです。

いずれにしても、子供たちの生命にかかわる大事な問題であります。ひとたび事故が勃発してしまえば、担任をはじめ先生方、職員の責任となり大きな問題が生じます。そうしたことから給食センターや先生方の職務に対しては、かなりの負担になっていると推察いたします。こういった事態を回避するにおいて、食物アレルギーのある児童生徒の昼食は、差別や給食費等との問題も生じますが、先ほど谷澤部長も安全な給食ということで持参昼食、すなわち、言われましたが弁当、親が用意したお弁当ならば安全であり、学校や給食センターの負担が取り除かれます。

今後、食物アレルギーの児童生徒が増えている中で、これは重要な課題であると思ひまして、児童生徒の食物アレルギーと給食対応に関し、次の点についてお尋ねいたします。

まず、飛騨市内における食物アレルギーの児童生徒数と傾向をお聞きます。次に、現状の給食アレルギー事故防止対策と各学校の保健室等での事故適応の備えについて。また、職員、先生方の食物アレルギーの基礎知識の習得についてどうされているかお伺いします。３点目に、２５年度事務事業の執行で給食管理システム更新導入約２００万円となっております。「更新するにあたって飛騨管内各市村が導入しているシステムを導入することにより、栄養教諭や栄養職員の給食管理事務の効率化を図ることができた」と書かれておりますが、さらにそこに輪之内町のようなアレルギー点検システム導入を追加する考えはないでしょうか。このシステムに関しては、どのくらいの費用がかかるかは分かりませんが、こういったシステムを導入する考えはないでしょうか。最後に、アレルギーのある児童については、持参給食とならないのかお伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

皆さま、こんにちは。それでは、後藤議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

ます。学校給食におけるアレルギー対応について、まず現状につきまして説明をさせていただきます、その後4点につきまして答弁をさせていただきます。

学校給食は、各学校と給食センターとの連携により運営されており、各給食センターは「安全・安心」これを絶対条件にいたしまして献立を工夫し、日々おいしい給食の提供を目指しております。

河合給食センター、こちらでは河合、宮川小学校の児童74人、神岡給食センターは神岡小学校、神岡中学校の児童生徒582人、山之村小中学校調理場、こちらは児童生徒7人に給食を供給しております。古川国府給食センターは、古川、国府の小中学校に給食を提供し、古川では町内の小中学校および飛騨古城特別支援学校の児童生徒1,537名に給食を提供しております。

各給食センターの基本方針は、「栄養バランスのとれた給食」、「望ましい食習慣を形成する給食」、「安全な給食の提供」、「給食を通しての学校、保育園、家庭及び地域との連携」であります。

まず、1点目でございます飛騨市における食物アレルギーの児童生徒数と近年の傾向でございますが、飛騨市内の児童生徒のアレルギー対応食の数は、平成26年度では小学生で36名、中学生で13名、計49名となっております。対象とする品目でございますが、パンなどの小麦類、チーズ、ヨーグルトなどの乳製品、プリン、ケーキなど卵類、エビ、カニなどの甲殻類合わせて29品目をアレルギー対応品目としております。

対象品目のアレルギーの傾向についてでございますが、近年あまり変動はございませんが、先ほど議員のほうからも話がありましたように、従前より卵を原料とした食品、プリン、ケーキ、マヨネーズ、こちらが児童生徒の約3割を占めております。小学生から中学生への成長段階で体の体力向上などによりまして、品目によっては食べられるよう体質改善がされる場合もありまして、中学生でのアレルギー対象人数は減少しております。

2点目の現状の事故防止策と各学校の対応、また、教職員のアレルギーへの基礎知識の習得についてでございますが、まず事故防止対策については、各学校と給食センターの連携の中で、各学校が年度末に実施しております保護者への聞き取り調査、学校生活管理指導票と言いますが、これによりまして対応が必要と判断される児童生徒の管理指導票が作成されます。その後、学校では保護者面談によりまして主治医、学校医による専門的見地からの指導を受け、保護者に対応を説明し、医師の指示に基づく保護者と学校の共通理解の得られた対応を講じております。

給食センターでは、その提供された個別の調査票に基づきましてアレルギー対応一覧表を作成し、各学校、保護者および該当者に対応をお伝えいたします。調理を行います給食センターでは、通常の給食ラインとは別に、アレルギー対応食コーナーを設けまして、納入食材の成分内容の確認、そして調理、搬送まで、これを個別に対応しております。

教職員のアレルギー基礎知識の習得に関しましては、昨年度、県主催の食物アレルギー対応講習会が開催され、全小中学校の養護教諭が参加をいたしました。その講習をもとに、それぞれの学校では全職員を対象に基礎知識の講習を行ったところであります。

今後、教育委員会においても専門医によります食物アレルギー講習会を実施する予定としております。

学校内の対応につきましては、大きく4点について指導を徹底しております。まず1点目、食物アレルギーを有する児童生徒への対応については、学校生活管理指導表等に基づき保護者や主治医、学校医と協議して個々の取組プラン、これを全員で確認いたします。個々の取組プランと申しますのは、まず自分で除去する、給食から自分が食べられないものを除去するもの、また代替食等でございますが、これを全職員で徹底確認しております。2点目、学級担任だけに任せず管理職をはじめ、養護教諭、学年主任等複数の教職員で個々の配慮、管理すべき状況が確認できるよう校内体制を整えております。3点目、児童生徒一人一人の体調の変化に気付くため、給食時においても「児童生徒一人一人の目を見て」に徹しております。4点目、個々の児童生徒の病型、病状などに応じた緊急体制を確認し、誤ってアレルゲンを接種した場合は、保護者や医療機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応できるよう教育委員会と共通理解を図っております。

続いて3点目、現システムにさらなるアレルギー点検システム導入は検討されないか、でございます。現在センターで利用中の給食管理システムは、食品材料の選択、購入、献立の作成、給食関係帳簿の整備、衛生管理、日常の食生活、残食調査、嗜好調査、これらを管理するシステムでありまして、議員ご提案のアレルギー点検システムは利用することができません。

新たにこのシステムを導入する場合は、導入初期費用、毎月のシステム管理費および各学校と給食センターを結ぶ回線が必要となります。確認をいたしましたところ、初期導入経費では約80万、毎月の管理システムにつきましても4万8,000円ほどと聞いております。ただ、私どものほうには2施設ございますので、それは全て倍になるだろうというふうに考えております。

2点目で回答させていただきましたが、保護者と学校および各給食センターは、細部にわたって連携を図っておりますので、ご提案のアレルギー点検システム導入については、今以上に対応者の増加、対応品目の増加が発生し、現状での対応が困難と予想される場合には対策の一つとして捉えまして、現状では各市町村の動向を注視したいと考えております。

4点目、アレルギーのある児童について持参給食とはならないか、でございます。現在、古川町内の小学校で一部の児童が特定の食材でアレルギー症状を起こす恐れがあるため、アレルギー該当品目の給食日には給食内容の一部代替食を持参されております。このほかでは保護者からの持参給食の相談、要望は届いておりません。

学校給食法に基づきます学校給食の目標、7項目ございますが、一つ、適切な栄養の

摂取による健康の保持増進を図ること。二つ目、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。３点目、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。４点目、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについてこれを理解し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与すること。５点目、食生活が食に関わる人の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。６つ目、国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。７つ目、食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと。このように、学校給食は単なる「昼ご飯」、これの提供ではございません。市内の各給食センターでは、でき得る限り同じメニューでの提供に心がけ、形や色など類似した代替食品を準備するなど努力をしております。

学校給食を通じて、児童、生徒が食への関心を深め、食に対する楽しさや感謝の気持ちを持ってもらいたいと強く考えております。

給食に関わる関係職員の負担軽減への取り組みの提案をしていただきまして感謝を申し上げますが、当方といたしましては、保護者からの相談、要望がありましたら、人命尊重の立場からも誠意を持って個別で対応を行いますので、ご理解をお願いいたします。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○６番（後藤和正）

詳しい調査をしていただきました。今の持参給食については、保護者の相談、要望がないということでしたが、この質問で給食センターでは今献立を工夫したり、４９名の個別に成分内容、確認、そして調理、搬送ということでしたが、ものすごい管理、ご苦勞をされていると思うのです。そういう中で、どちらかというと親御さんの要望ではなく、保護者に理解を得られないかなというようなことなのですが、そういったことを今後ももう一回調査していただきたいと思います。努力をされていることはよく分かりました。これからもずっと安心、安全な給食が提供されることをお願いして、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、行方不明者の搜索についてお伺いいたします。古川町で８月１８日から行方不明者の搜索が続いておりました。一刻も早くご無事でご家族のもとに戻られますことをお祈りしておりましたが、残念ながら２７日に不明者の方の死亡が確認されました。ご家族の悲しみと、これまでのご心労もさぞかしとお察しいたします。心よりお悔やみを申し上げます。

この間に展開されました搜索活動では、杉崎区における自主的な搜索の体制、関係機関との連携等、速やかな対応であり、杉崎、太江地区住民の団結力、絆を感じさせるものでありました。杉崎区では、地元公民館の駐車場にテントを張り、行方不明者搜索本部を置き、２４日までの１週間の搜索を行われました。杉崎区だけでも３６１戸と大きな区ですので、搜索も１日１００名以上の出動でありました。テントには警察、消防の

方も待機され、一体となって連絡系統すべてがそのテント内での確に伝達できる拠点となっており、常時、出動人員の確認を把握し、熱中症対策などもしっかり行われておりました。

消防団も平日は仕事もありますので毎日出動できません。その点、区が大きいことで出動人員の確保や物品の調達、大勢の食事対応ができたと思われます。杉崎区だからこの搜索ができたのだと思います。

搜索規模に対しては、大災害などの極端な場合は別ですが、今回のような場合では、区域によって搜索内容等の規模が異なることになりましたが、地域差に関して何らかの対処方法はないのでしょうか。

今回の搜索での地元の方々の保険対応、消防団や区民などの食事、重機作業、重機の借上げなど、どこで対応されているのか、飛騨市として、警察署や関係機関、地元区との連係等、搜索に関してはどのような規準に基づいて行われているのかを伺いたいと思います。

昨日の山下議員の質問にもありましたように、認知症の方も実際増えておりますし、行方不明者はこれからも想定される範囲でございます。すでに緊急時の対応として万全の区もあるでしょうが、今後各地区の課題として考えておかなければならないことだと感じました。いつでも対応できるように、各地区でマニュアル化など策定することが必要だと思いますが、市から基本的な指針を地域へも具体的に示していただきたいと思います。そこで、行方不明者搜索について次の5点からお尋ねいたします。

はじめに、飛騨市では搜索体制、搜索期間、出動人数等、搜索内容はどのように決められているのか。2点目に、この度の行方不明者搜索に対する本部設置までの手順と指揮および連絡系統、搜索の実施内容。また、より詳細には出動者の保険、重機、食事対応についてのご報告をお願いします。3点目に搜索における安全対策として、安全管理はどのように行われているのか。4点目に地域差はあっても、それを幾分でも補える手段はないか。最後に搜索に関する今後の課題をお聞かせください。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

皆さま、こんにちは。お疲れ様でございます。それでは、後藤議員の質問に対し答弁いたします。まず、議員が取り上げられました行方不明者の搜索について概要を報告します。

去る8月18日10時14分、古川町杉崎地内において、65歳の男性が朝から行方不明との情報を警察から入手し、早速消防団長に連絡をとり、杉崎センターを現地対策本部として、地元区および関係機関と連携しながら、主に当事者の自宅周辺と宮川下流域を中心として1週間にわたり搜索を実施いたしました。

搜索は、連日地域住民を中心に行われましたが、新たな状況がつかめないまま徐々に縮小される形で継続され、1週間後の24日には宮川河川の水位および濁りもやや落ち着いてきたところで、総勢300名余りによる一斉搜索を行いました。これも新たな展開はなく、この日をもって搜索は一区切りとなりました。この行方不明者は、10日後の8月27日15時15分、宮川町三川原地内の宮川左岸にて残念ながら遺体で発見され、終息に至ったものです。

さて、質問内容の1番目の市では、行方不明者の搜索体制、搜索期間、搜索内容はどのように決めているのかとの質問ですが、基本的に行方不明者の所管は警察署であることから、市では特に搜索などに関する定めはありませんが、消防本部では「飛騨市消防本部行方不明者搜索活動内規」を定めており、本来の業務である火災、救急業務などに支障のない範囲の中で、警察もしくは地元区からの協力要請があった場合に対して行うこととしており、自損行為、自殺志願者などによるものは原則として実施しないとしています。搜索の対策としては、「警察、消防本部、消防団、市関係者と合同で、警察署長を総括責任者として速やかに対策本部会議を設置する」としております。

また、搜索期間にあつては、「原則として事件発生から3日以内とし、緊急を要する場合を除いて日の出から日没まで」としています。

行方不明者が発生して搜索開始に至るまでの一般的な流れとしまして、まず事案が発生するとその家族あるいは地元区長から警察署に情報が入ることが多く、その時点で警察から消防本部へも情報が入りますので、市へ情報を伝えるとともに、正式な協力要請となれば、飛騨警察署、消防団、消防本部および地元区と協議して、対策本部を立ち上げ、何よりも家族の心情を最優先に配慮して搜索体制、内容、期間などを決定していきます。

次に、今回の搜索の対策本部設置までの手順と指揮、連絡系統、搜索の実施内容および出勤者の保険、重機借上げ、食事対応についてですが、今回の事案は、家族からの相談を受けて、地元区の役員が素早く行動されて地元住民や地元消防団への協力要請が早い段階からなされており、区の対策本部は消防本部に情報が届いたころには、すでに杉崎センターに設置されておりました。

指揮、連絡系統、搜索内容については、地元区、飛騨警察署、消防団、消防本部の代表が一同に会して適宜対策本部会議を開き、その中でそれぞれの関係機関の具体的な搜索内容を協議し決定していきました。

次に、出勤者の保険ですが、警察署員、消防団員、消防職員はそれぞれ公務災害補償の対応となりますが、区民については伺っておりません。また、重機借上げ、食事対応については、地元区で対応していただきました。

次に、搜索における安全対策、安全管理についてですが、それぞれの機関の長から搜索者に対して安全管理、対策が講じられていたと思いますが、消防本部といたしましては豪雨の後で河川が増水していること、気温が非常に高いので水分の補給、急な天候の

変化に対する防護衣あるいは搜索場所の足場が非常に悪いことなどへの注意喚起をし、二次災害の防止に万全を配したところです。

次に、搜索における地域差への対応ですが、行方不明者の発生状況は千差万別で、近々に発生した市内の事例では、溪流釣りや山菜取りに起因するもの、スキー場からの行方不明者あるいは認知症、家出、迷子など過去にはさまざまなものがありました。その都度地元区、関係者、市、警察、消防団などを含めた関係機関と連携を図りながら、具体的な方針を決めて搜索を行ってきておりますが、これらをすべてマニュアル化し一般的な搜索活動内容とすることは、事件発生状況、発生時間あるいはその時の気象状況など複雑な要因も出てきますので、事件が発生した時の状況により臨機応変に対応していくことが最良と考えています。そして何よりも、行方不明となった方の生涯における地域とのつながりを考慮しますと、家族と地元区が協議し提案される方針は、搜索活動において最優先されるものであると考えています。

次に、今後の課題は、とのことですが、これまでの搜索事例では、どれ一つとっても複雑多岐に渡り、完璧な搜索活動だったと記憶はございません。どの事例においても多かれ少なかれ反省事項があり、その都度搜索に加わった関係機関とともに協議し、次回の教訓とするよう努力しているところです。

最後に、高齢者の認知力低下から発生する行方不明事案は、全国的な傾向でもあり、飛騨市においても今後度々発生していくだろうと危惧しているところであります。しかしながら、高齢という生理現象からくる行方不明事案への防御策は、家族にとっては大変長い期間にわたり、身体的にも精神的にも大変大きな負担となります。さらに個人の人権や尊厳という複雑な要素も絡まって、家族が疲弊される度合いは計り知れないものがあります。そのような状況の中で、今回地元区が家族の後ろ盾となって搜索された一連の協力体制は、今後発生するであろう同様な搜索活動における一つの方向性を示す良い見本になったのではないかと考えている次第です。以上です。よろしくお願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

正午を過ぎましたが、このまま後藤議員の一般質問を続けます。

○6番（後藤和正）

地元区、家族の気持ちが一番優先ということで、今は杉崎区のこの方向性が見えたということですが、他では絶対まねのできない話でありまして、先ほども食事対応は24日だけでも300人の食事、毎日100人以上1週間、重機は借上げるという金額になりますと、他ではまねができない体制であります。方向性が見られましたが、今後その辺もできるだけ、できる範囲で検討していただきたいと思うのですが、こういった搜索は本当に全くなければいいのですが、備えとして整えておかねばならないものと思ひましてお伺いをしました。

大きく4点お尋ねいたしましたが、皆さま詳しく調査していただき、ご丁寧に答弁ありがとうございました。これで終わります。

〔6番 後藤和正 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。再開を1時10分といたします。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時10分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に7番、福田武彦君。なお、質問中、説明資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔7番 福田武彦 登壇〕

○7番（福田武彦）

議長のお許しをいただきましたので、私は大きく3つのことについて質問をしたいと思います。私は、いち早く一般質問の通告書を出したつもりでしたが、今回に限り3つとも他の議員と重複をしております。本当にびっくりしているところではありますが、逆に言えばみんな考えていることは同じで、私も常識的な人間かなということを思っております。執行部におかれましては、「誰々の質問の回答です」というようなことではなくて、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

それでは、まず1番目、教訓を生かした防災対策についてであります。

近年は全国各地で記録的な集中豪雨に見舞われ、各地で甚大な被害が起きております。中でも、先般の広島市の被災状況は連日報道されましたが、それらを見ますと中山間地である当市は、他人事では済まされない状況であるとあらためて思い知らされました。

当市は山林に囲まれ中小の河川が多く点在し、豪雨となれば普段水が流れていない小河川が氾濫するという状況になります。

広島市の状況にしましても、普段はほとんど流れていないような河川が氾濫し、流木、土砂とともに下流の住宅を飲み込んでしまいました。これらの河川には、上流部にいくつかの堰堤が建設されておりますが、堰堤自体も被災している状況です。これにより、山際の住宅街で多くの尊い人命が奪われました。ここに謹んでご冥福を申し上げます。

この土砂災害は深夜帯に発生したことが被害の拡大を招いた一因と思われますが、早期の避難が生死を分ける結果にもなり、避難勧告の発令時期が課題となりました。

当市におきましても、先般の集中豪雨の際には、市内の一部地域に避難勧告が出されました。

飛騨市の災害時の対応は、俊敏に反応し、いち早く行動を起こし、警報と同時に職員が昼、夜を問わず監視体制に入り、状況を判断して対策本部を設置する。このやり方は、旧町時代からやっていた飛騨市の伝統的な取り組み方法である。この手法は、たとえ空振りに終わることもあるが、事前の早めの対応が人災をはじめとする被害を最小限にしていると思います。

当市は古くから区長や自治会制度が機能しており、今回も行政、区、消防団などとの連携、情報の一元化などにより避難などの災害対策が素早く実施され、人命の確保も素早くできたのではないかと考えておりますが、一部の地区では一軒一軒回って声をかけたが、実際の避難者は少数にとどまったこともあったようであります。幸いにして人的被害はありませんでしたが、避難勧告の意味をあらためて考えさせられたものであります。何より自分の命を守るためであり、勧告には必ず地域ぐるみで従う仕組みづくりを再度徹底する必要があると思います。

また、これまでの大雨洪水による影響から、山林での土砂や流木の堆積および農業水路から道路側溝まで土砂が堆積している状況が考えられ、今後の雨の降り方によっては甚大な被害も予測され、日頃の災害対策が重要であると感じているところです。

先日行われました市防災訓練においても、各町それぞれの地域が活動を企画し実施いただきましたが、訓練は自分の安全と地域の安全を確保するために行うものですので、可能な限り全市民に積極的に参加いただき、避難勧告などに対する初動の重要性や、それぞれの地域での役割をあらためて認識していただくことで、日頃から防災に関心を持っていただくことが何より重要であると思います。

私は、これからの当市の防災は、大雨洪水を中心に置いた対策が重要だと考えております。そこで、今回の質問では大雨や洪水の防災対策についてお伺いします。防災対策の要諦は、情報を集約してシミュレーションをすることだと言われますので、そのような視点からご答弁いただければと思います。

1、ハザードマップは県、国が調査して市が作成し、作った段階で町内に説明したことは理解をしていますが、ここではその後時間の経過を経て、実際に大雨の被害に遭った地区などが起きていると思います。それらの実際の被害状況を加味した内容を説明し、それを生かした住民への理解が進んでいるのか伺います。2、ハザードマップで危険だと言われていて、なおかつ今までにも実際に危険が迫った地域の道路や河川、水路について、その原因を調査して国や県、市との調整を行っての整備はどのような状況になっているのか。3、森林の防災対策として、国、県、市との調整はどのように行っているのか。4、緊急時の県などとの情報共有、協議はどのようなスキームになっているのか。5、飛騨市地域防災計画の見直しがあったようではありますが、その見直し内容と、区長や消防団をはじめとした地域の関係者に対し、当該見直し内容などの説明、指導は適切に行われているのか。また、議会にも説明はあるのかを伺います。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

それでは、教訓を生かした防災対策についてということで、私のほうからは1点目、4点目、5点目を説明させていただきます。最初に、1点目のハザードマップが実際の被害状況を加味した内容で住民への説明についてお答えします。

洪水ハザードマップにつきましては、岐阜県が策定しました50年に1度、30年に1度程度起こる大雨が降ったことにより想定される浸水状況のシミュレーションにより作成したもので、古川地区につきましては平成18年、神岡地区につきましては平成19年に作成し配布しております。

その後、古川地区につきましては、平成16年度豪雨災害での浸水箇所を反映した改訂版を平成22年に配布することで、市民への周知を行ってきております。

また、土石流や急傾斜地の警戒区域を示す土砂災害ハザードマップにつきましても、平成24年度に河合地区、平成25年度に古川、宮川地区を作成し、関係する世帯へ配布を行っていますが、河川の氾濫箇所やこれまでの被災箇所も加味しながら、地元と協議し、避難場所、避難ルートを定め作成したものであります。

神岡地区につきましては、同じように今年度、国の交付金事業を活用し、過去にあった災害箇所などを加味しながら、地元と協議し、作成を行う予定ですのでよろしく願いします。

次に、4点目の緊急時の県などとの情報共有についてお答えいたします。

飛騨市内の河川では、現在、宮川の古川大橋、荒城川のかすみ橋、高原川の西里橋にて水位状況が観測されていますが、それぞれの河川においては氾濫注意水位、避難判断水位などが設定されております。これらの避難判断水位を超えた際には、古川土木事務所長から市長などへ避難勧告などの命令についての助言が行われます。

また、土砂災害につきましては、基準となる土壌雨量指数を超過した場合など、災害発生危険度が非常に高まった際、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表するものですが、この情報も古川土木事務所長から市長などへ連絡が入るものでございます。

これらの情報が市に伝達された際には、特に災害発生危険性が高いため、夜間であっても避難勧告などを発令する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に5点目、飛騨市地域防災計画の見直しの内容についてお答えいたします。

市地域防災計画の見直しは、平成23年9月に改正を行って以来、3回目の改定を平成26年3月31日付けで実施したのですが、改正の概要といたしましては、一つ目は災害対策基本法の一部改正に伴うもので、特別警報の設置によるものや、避難行動要支援者名簿の作成についての具体的な手法、手順などについて修正を行っております。

二つ目には上位計画であります県の地域防災計画の変更によるもので、県単独の地震被害想定の見直しや、災害時の観光客への対応、孤立集落対策等について修正を行っております。

また、市の行政機構の改編や関係機関名などの修正も行ったものですが、本年4月1日施行となった災害対策基本法では、切迫しました災害から一時的に難を逃れる「指定緊急避難場所」と、避難生活を送るために一定期間滞在する「指定避難所」の指定が求められており、本年度も地域防災計画の見直しが必要となっております。そのため、「指定緊急避難場所」等の見直しを行った際は、今回の改正内容も含めまして関係各位に説明を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

2点目のハザードマップに示される危険箇所や危険区域における整備状況についてお答えします。

大雨や洪水の防災対策につきましては、平成16年の災害対策としての宮川災害復旧助成事業にて、おおむね20年に1度発生する規模の洪水に対応できるよう整備が進められてまいりました。

さらに今年の3月には、宮川流域における総合的な治水対策プランが改定され、宮川の下流戸市川合流点から太江川合流点の区間につきましては、次期短期目標として、おおむね30年に1度発生する規模の洪水に対応できるよう改修を進めることを示していただいております。

また、土砂災害対策としましては、国では、神通川水系砂防事務所において神岡町堀之内地内、小洞谷に、県では、古川町高野地内、高野谷に、古川町袈裟丸地内、本道洞に砂防堰堤が完成し、高野谷、本道洞においては、この整備により住家にかかる土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンの解除が行われたところでございます。

さらに、神通川水系砂防事務所では、神岡町江馬東町地区寺ナギに、県では、古川町袈裟丸地内岡前谷、古川町中野地内七郎谷、河合町稲越地内出しヶ谷に砂防堰堤の設置事業が進められております。また、河合町角川地内池田にて、本年度完成予定の急傾斜地崩壊対策事業、市では、古川町下野地内にて下野急傾斜地崩壊対策事業を実施しております。

市としましては、市民の安全確保のため、災害に対する必要な情報を市民に周知し円滑な避難体制を確立していくとともに、国、県による危険箇所の安全度を高めていただく対策事業をさらに進めていただくよう要望してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

防災対策についての３点目、森林の防災対策として国、県、市との調整についてお答えします。

災害が発生する恐れのある箇所につきましては、市から県へ治山事業を要望するとともに、県とともに現地踏査を実施し、人家、公共建物、道路等を勘案し、県の判断で優先度の高い箇所から実施していただいております。

なお、治山工事にあたっては当該山林を保安林にする必要があることから、当然に地主の承諾等が必要になります。

災害が発生した場合は、地元区、地主、森林組合や森林推進員から市に提供された被害情報を県へ、さらに県から国へ報告され、大規模な治山事業となる場合は、県から国への要望により国庫補助を受け事業を行っていただいております。

また、飛騨市は平成１６年災害を教訓に「災害に強い豊かな森林づくり」を目指し、人工林については現在、間伐、枝打ち、下草刈りおよび除伐事業を進めており、森林所有者の負担が無く事業が行えるよう市単独事業で民有林整備事業補助を行っております。

天然林整備については、大規模な施業ができないのが現状ですが、２４、２５年度の２年間、「自然の森づくり」による林業経営を実施しているスイス連邦からフォレスターを招聘し、飛騨地域の特色である広葉樹の森づくりに関する知見を広めることができたところであります。

今後も天然林を含めた複合的施業が森林を守る上で有効であると考えており、引き続き国、県補助の拡充要望を続けていきます。

さらに、市では、人工林、天然林を問わず１ヘクタール以上を皆伐する場合は伐採基準を定めており、伐採審査委員とともに現地踏査を行い、作業路の設置方法や保護樹帯を残す等、事業者には指導を行いながら災害を未然に防ぐための取り組みを行っております。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○７番（福田武彦）

防災については、ハード、ソフト面、両面で進められているということでありますので安心をしました。地域防災計画の見直しについては、今後説明があるようでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしても災害で一番大事なのは、広島であったような人災をどう防ぐかという問題であります。それには、当市の仕組みである市、区、自治会、住民が地域一丸となり、指令に従う仕組みづくりが最も大事であると思いますので、今後とも市としましてはそれを再度徹底されるようなことをしていただくことをお願ひし、次の質問に移ります。

2 番目に飛騨市の介護状況について質問します。現在、日本の 75 歳以上の人口の割合は 10 人に 1 人と言われており、2030 年には 5 人に 1 人、2055 年には 4 人に 1 人になると推測されております。

介護保険給付費に関しても年々増加しており、2000 年から 10 年間で約 2 倍に増加しております。

介護費用額の割合では、居宅サービス、施設サービスで大きな開きはありませんが、介護サービス受給者数においては、居宅サービス 73%、施設サービス 22%と居宅サービスの利用者が約 3 割、3 倍多くなっております。中でも介護サービスの受給者は、2000 年からの 10 年間で 262 万人増加しており、国は高齢者が増え介護に要する費用が増す中、1 人当たりの費用額が少ない在宅サービスへの転換が行われており、その中でデイサービスは最も市場規模が大きく、着実に伸びている事業であります。国の財政や労働人口の減少を踏まえると、今後もこの傾向は継続すると予想されます。

そこで、国は増大する介護費用を抑えることを念頭に、平成 27 年度の施行に向けて介護保険制度の改革を行おうとしており、当市の第 6 期介護保険事業計画、27 年度から 29 年度にも大きく影響するものと考えております。

制度改正は、大きく分けて 3 点あります。一つ、要支援 1、2 の対象者について介護保険本体の給付（予防給付）から訪問介護と通所介護を地域支援事業に。2、通所介護の機能の改革、定員 18 人以下の小規模型については地域密着型サービスへ移行させ、新たな事業所開設については保険者（飛騨市）への管理下に置く、というふうに進めております。3、特別養護老人ホームの入所対象者を原則要介護 3 以上にする。これらの内容は、平成 18 年度の改正を大きく上回る制度改革と思われます。

私は、これらの制度改革がなされると、介護難民が発生するのではないかと危惧をしており、デイサービス施設の充実、あいらす大野、来年より開業されます下気多地内のあいらすの森、きりんなどのようなサービス付き高齢者住宅の充実、訪問介護などの事業展開が必要と考えております。これらの介護保険制度改革を踏まえ、市としての考えをお尋ねしたいと思います。

1、介護施設の今後の進め方についてどのような考えを持っているのか。2、飛騨市も例外なく介護保険料は上昇していくと思われるが、何か手立てを考えているのか。3、飛騨市もこれからますます高齢化が進んでいく中で、居宅介護もますます難しい局面が予想されるが、市として対策は考えているのか。この 3 点について質問します。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、福田議員ご質問の介護施設の今後の進め方についてお答えいたします。最初に、飛騨市の介護保険の平成 25 年度の状況について説明させていただきます。

介護認定者は1, 536人で、65歳以上の高齢者の16.8%が介護認定を受けています。介護認定者の9割が75歳以上の後期高齢者で、後期高齢者では4人に1人が介護認定を受けています。また、介護認定者の7割に認知症の傾向が認められています。

介護保険サービスの平均利用者は、施設サービス利用者371人、居宅サービス利用者903人、地域密着型サービス利用者135人でした。施設サービスの給付費率は、県内でも3番目に高いため、その給付を賄うための保険料4,980円は、県内で6番目に高い保険料となっています。

施設サービス利用者1人当たりの給付費は、居宅サービス利用者1人当たりの給付費の約3倍となっており、施設サービス利用が多い市町村は、介護保険料が高くなっています。

保険給付費は、平成25年度は26億3,000万円で、平成24年度と比較すると約7,000万円増えています。

介護保険制度が始まったころの平成13年度と平成25年度を比較すると、認定者は854人で682人の増加で1.8倍、保険給付費は15億8,000万円で10億5,000万円の増で1.6倍となっています。

以上のような状況を踏まえ、福田議員のご質問の1点目であります、介護施設の今後の進め方についてお答えいたします。

特別養護老人ホームは、整備できる法人格が社会福祉法人や市町村等に限定されています。飛騨市においては、今後、施設整備を希望する社会福祉法人の参入が期待できる情勢ではなく、また、開設のために介護職員を一度に多数確保しなければならないことから、介護職員の採用が困難な状況となっている飛騨市としては、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を立ち上げることは、現実的に厳しい状況となっております。

入所待機されている方への対応策としては、訪問、通所、宿泊の各サービスをまとめて提供する「小規模多機能型居宅介護」というサービスが有効であると考えています。高山市ではこのサービスが急速に普及しており、本市においても第6期介護保険事業計画期間において参入を希望されている事業者があります。

また、安心できる高齢者の住まいということで、議員もおっしゃってみえましたが、サービス付き高齢者向け住宅も飛騨地域で急速に普及しています。本市においても整備希望事業者が複数あり、今後も普及が見込める状況となっています。

これらのサービスを利用することにより、重度の要介護者が、専門職の見守りの中で安心して在宅で暮らし続けることができることから、こうしたサービスを提供する事業者の参入を今後も促していきたいと思っております。

このような状況で、特別養護老人ホーム等の施設入所に対するニーズを充足するような施設整備を行うことは、保険料の高騰を招き保険財政的な面からも課題が多いことから、在宅で重度の方を支えるための地域包括ケアシステムの体制整備を重点的に取り組んでいきたいと考えます。

次に、2番目の介護保険料の上昇に対する手立てと、3番めの高齢化が進み、居宅介護がますます難しい局面が予想されるが、その対策は、についてのご質問は関連がありますので一括して回答させていただきます。

65歳以上人口は、平成27年度をピークに減少に転じ、75歳以上人口は、今後10年間は増加し続け、要介護認定者もそれに伴い増加していくと見込んでいます。

要介護者認定者の増加に伴い、介護保険のサービス利用も増えていくことから、保険給付も当然に増加し、その給付を賄う保険料の上昇は、議員ご指摘のとおり避けられないと思います。

このため、介護度の高い方が安心して在宅で生活できる小規模多機能型居宅介護の普及、充実を図り、サービス付き高齢者向け住宅などの見守り付きの住まいを普及させることや、認知症高齢者グループホームのようにスタッフとともに少人数で共同生活を送る居住系のサービスを拡充することが必要と考えています。

小規模多機能型居宅介護等は、運営法人に法人格の縛りもなく、また多くの介護職を確保しなくてもよい規模であることから、今後も事業参入が見込めると考えています。こうしたさまざまなサービス利用形態を普及させることで保険料の上昇幅を少しでも抑えながら、市民の皆さまの介護ニーズに対応していきたいと考えています。

そして、施設サービスは、介護者のいない低所得者の方や多種多様な支援が必要なため、在宅での生活が困難な方々にご利用いただくサービスとする必要があると考えています。

市と地域包括支援センター、居宅サービスのケアマネージャーや特別養護老人ホーム等の介護保険施設が連携を深め、地域ケア会議等で客観的な検討も行いながら、施設サービスの必要な方が適切に入所できるシステムを構築する必要性を感じています。

国が、これまでの介護予防給付の効果を検証したところ、要支援者が介護サービスの利用を続けてもそのまま要介護状態となるケースが大多数であったため、予防給付と介護予防の仕組みを改正することになりました。

サービスの利用で心身の機能を回復させ、日常の生活の中で多様な通いの場や生活支援によって社会的役割や生きがいを持った暮らしに戻ることができる仕組みであります。支援の担い手には元気な高齢者にも参画をもらい、自らの介護予防にもつなげていくような方向で今ガイドラインが示されました。市では、この仕組みづくりにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○7番（福田武彦）

やはり充実をするとすれば、やはり保険料にはね返るというような形の中で、非常にこの制度については良い制度なのですが、施設は県下の中でも充足率は高いというような形は聞いております。そういう中では、やはりデイサービスあるいは訪問看護、そういうものの比較的保険料にはね返らないというような形の、そういう制度をやはり利用

していくのが一番いい方法なのかなということを思います。

いずれにしても、この今改革をされておりますあれを見ますと、要支援1、2の方が施設からはみ出すような形が出てくるのではないかというようなことで、そういう人の救済をやはりいち早く取り組んでいただきたいということをお願いしまして、次の質問に移ります。

鳥獣害対策についてであります。鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つであり、生活環境を保全する上で欠くことのできない役割を果たしています。

しかしながら、近年イノシシ、ニホンジカ、ニホンサル、クマなどの生息域の拡大、過疎化や高齢化の進行による耕作放棄地などの増加に伴い、鳥獣による農林水産業に係る被害は、当市のような中山間地域などを中心に全国的に深刻化しており、一部の鳥獣により人身への被害も増加傾向にあります。

加えて、鳥獣による農林水産業被害は農林漁業者の営農意欲を低下させ、耕作放棄地の増加をもたらし、これがさらなる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的に被害額として数字に表れる以上の影響を及ぼしているものと考えられます。

先般の報道によれば、昨年度の県内の農産物被害は4億7,300万円で、前年度に比べ9パーセント増え、動物別では、イノシシが1億7,500万円で最大、2番目がシカで1億500万円、サルが5,800万円と続きます。

獣害は、動物の餌となるドングリの出来で増減があるようですが基本的には増加傾向で、県は繁殖力の強いシカの捕獲目標を年間1万5,000頭と定めているが、狩猟を行う人の減少で昨年度は9,500頭にとどまったそうです。

このような状況を踏まえ、次の点をお伺いします。

1、当市の被害状況。昨年度の当市の動物別の被害額と、その算定方法、近年の増減状況や傾向はどうか。

2、鳥獣の捕獲計画と実績など。当市の鳥獣被害防止計画上の捕獲目標と、近年の実績および捕獲の方法と目標達成見込み。

3、狩猟者などの状況。市内の狩猟免許取得状況はどうか。また、捕獲用わなの一つである「くくりわな」の設置について、輪の大きさを大きくすることで捕獲しやすくして設置することは制度上可能か。このことは、「くくりわな」は現行では12センチメートルに規定されているそうですが、これは人の危険を考えるとというような、そういうことがあるそうではありますが、12センチメートルでは小さすぎてイノシシがなかなかかからないというようです。当市で独自で規制を変更できるものなのかどうか聞きたいと思います。

次に4番、クマ被害の対策であります。今年度は特にクマの目撃が増えているように感じます。事実、7月には古川町内の一般住宅の車庫でクマが発見され、捕殺処分されたとの報道もありました。

また、果樹農家からは桃の被害が相当あり、檻の設置や夜間にエンジンを稼働して音を出すなどの対策を取っているが一向に軽減されず、今期のリンゴの収穫はもとより、来期の収穫にも相当憂慮していると聞いております。

対策としては、全面を防護柵で囲うか、ハンターに狩猟期間を問わず1頭につき10万円くらいの補償金を出すなど思い切った対策を取らないと解決しないと思うが、いかがか。

また、古川の畜産農家では大事な牛の飼料が食べられるという被害も出ています。さらに「岐阜の宝もの」に指定されている河合の天生湿原では、ミズバショウの球根がイノシシやシカにこの写真のように（資料提示）、こちらが根のほうですが（資料提示）、根こそぎ掘られるという被害が出ていて、最近、観光客が年々増えている中、非常に打撃が大きいようです。このように至る所で影響が出ています。これらの状況に対し、思い切った抜本的な対策や支援はできないかお伺いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、鳥獣害対策についての4点の質問についてお答えいたします。

まず、1点目の当市の被害状況についてですが、昨年度の動物別の被害額の大きい順にですが、カモシカ1,241万6,000円、イノシシ1,002万円、カラス58万4,000円、クマが38万4,000円、スズメ24万9,000円、タヌキ12万3,000円、ハクビシン11万4,000円、サル5万4,000円、ハト1万5,000円で、合計被害額が2,395万9,000円となっております。

被害額の算定は、毎年農業改良組合長を通じまして市内農家に鳥獣被害調査票を配布し、鳥獣別および作物別に被害の程度を報告いただき、県の平均収量および平均基準単価を基に算定をしております。

近年の年間被害額の推移でございますが、平成22年度6,178万5,000円、23年度952万6,000円、24年度2,440万9,000円と増減がありますが、調査方法や算定基準の見直しによる影響もあるため一律の比較はできませんが、飛騨圏域の他市村の状況を見ても、増加傾向にあることが推察されます。

2点目の鳥獣の捕獲計画と実績等、当市の鳥獣被害防止計画上の捕獲目標と近年の実績および捕獲の方法と目標達成見込みについてお答えします。

有害動物の駆除計画につきましては、平成25年度に「25年～27年度の飛騨市鳥獣被害防止計画」を策定し、年度ごとの有害捕獲頭数を、イノシシ200頭、ニホンザル30頭、カラス150羽、クマ50頭、ハクビシン20頭、ニホンジカ20頭とし、カモシカは49頭ですが、26、27年度のみは41頭とし、カワウが20羽、サギ10羽、カモシカ以外は25年から27年同数を設定しております。

平成25年度の捕獲実績は、イノシシが104頭、ニホンザル18頭、カラス100羽、クマ27頭、ハクビシン5頭、カモシカ49頭、カワウ3羽で、ニホンジカとサギについてはゼロでありました。

捕獲方法については、クマの場合は「箱わな」を使用し、「くくりわな」は禁止されています。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルは「箱わな」および「くくりわな」の使用が可能です。

捕獲目標達成見込みについては、今年度は9月8日現在でクマが42頭と昨年実績を大きく超え、計画目標の50頭に達すると思われます。本年はイノシシ、クマの被害や目撃が多く、イノシシは昨年実績を10頭上まわり114頭ですが、目標の200頭には達しないと予想しております。

3点目の狩猟者等の状況と、捕獲用わなの一つである「くくりわな」のご質問についてお答えします。

はじめに、平成25年度末の飛騨市の狩猟等免許所持者数ですが、ライフル、散弾銃の第1種銃猟免許と、空気銃の第2種銃猟免許所持者は、古川町29人、河合町5人、宮川町9人、神岡町33人の計76人であります。

わな免許につきましては、古川町72人、河合町11人、宮川町8人、神岡町35人の計126人となっております。

銃猟免許と、わな免許の両方を所持されている方もありますので重複の人数ですが、合計で202人です。

また、古川町のわな免許が多いのは、地域の方が「農地を自分たちで守る」ということで農家による捕獲隊を結成して、わな設置等を行っておられるためでございます。

次に、「くくりわな」の件についてでございますが、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」および「岐阜県有害鳥獣捕獲実施要領」による「くくりわな」の輪の直径は12センチメートル以下に定められておりますが、県知事は、県が定める「特定鳥獣保護管理計画」の達成を図るため「特に必要があると認めるときは、制限を解除できる」との特例があります。岐阜県では、ツキノワグマの生息が考えにくいとされている養老町、海津市および大垣市、上石津地区においては「保護管理計画」において、わなの直径の制限が解除されているところでございます。したがって、飛騨市では法律上12センチメートル以下でございます。

最後にクマの被害対策についてお答えいたします。クマの目撃情報が飛騨市へ通報された場合は、担当者が同報無線およびメール配信サービスにより市民への注意喚起を行うとともに、警察署へ通報し直ちに担当者が現地へ出向き、連携して周囲を探索するとともに、必要に応じて飛騨市猟友会に会員派遣を要請いたします。休日、夜間も同様の体制が取れるよう当番者を設定しまして、宿日直者へも緊急体制を示しているところでございます。

先般の新聞報道でもありましたように、今年はツキノワグマの主食となるブナ、ミズ

ナラ、コナラなどのドングリが県下全域で大凶作となる見通しとなり、県が８月に行った調査によれば、飛騨圏域でもブナやミズナラの実がほぼ着かない状態にあることが報告されております。ドングリは一般的に豊作と不作を周期的に繰り返すと言われており、平成２２年、１８年にも凶作があり、同年はクマの大量出没があったため、ほぼ４年周期で繰り返し起きている状況です。

当該報告を受け、当市でも同報無線やチラシの配布などにより注意を促し、市民の皆さまの自衛策として、「エサとなる生ごみを田畑へ散布しない」ことや、カキ、クリなどの樹木をトタン等で覆い、早めの果樹の実の採取、利用しない樹木の伐採などを呼びかけております。

また、果樹農家に対する支援につきましては、当該黒内果樹園では、平成１９年度に市単補助金を活用しまして電気柵を設置し、平成２４年度には黒内農業改良組合として県単補助により金網柵の設置と緩衝帯整備を実施しておりますが、今年度はクマによると思われる果樹被害が見られまして、市の対策協議会が所有する箱檻を追加設置しましたが捕獲には至らず、抜本的な解決には至っておりません。

現在、黒内地区での金網柵設置を検討されており、国の平成２７年度事業補助要望調査に急ぎ追加要望したところであります。

しかしながら、国庫補助金を活用する場合、事業着手可能時期が夏ごろとなるため、遅くとも来春早期に設置を望まれる地域の意向もあり、検討されているところです。

当市としては、果樹栽培は市の重要な産業でもございますし、地域雇用の受け皿となっていること、また、対象が人身被害の危険性が高いクマという緊急事案でもあることを考慮し、市単補助金の野生動物侵入防止施設補助金での対応も考えているところでございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○７番（福田武彦）

再質問をしようと思って、今のこういう時期ですので果樹園農家や畜産農家に対して、市単でもいいから実施すべきではないかというようなことを質問しようとして思っておりましたが、もう既にそういう対応を考えてみえるというようなことでありますので、ぜひとも実施をしていただきたいと思います。

いずれにしても、獣害が今はもう普通の災害に近いような状態になってきているというようなことで、これは飛騨市だけのことでなくて、飛騨全体の中でやはり考えていかなければならない、高山市、白川村、下呂市含めてそういう考え方をしていかなければならないのではないかと思いますので、今後ともそういうような機会がありましたら、ぜひとも市長の段階でそういうような話をされまして、今後そういうような対策をしていただきたいと思います。それで質問を終わります。ありがとうございました。

〔７番 福田武彦 着席〕

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩いたします。再開を午後２時１５分といたします。

（ 休憩 午後２時０３分 再開 午後２時１５分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に９番、内海良郎君。

〔９番 内海良郎 登壇〕

○９番（内海良郎）

本定例会一般質問の最終ですが、高山市議会よりも終日にわたり傍聴をいただいておりますので、張り切ってやりたいと思っております。どうかよろしくお願いします。議長より発言の許可をいただきました。まずはじめに、昨日の一般質問において、へき地への買い物支援策についての答弁にて、「庁舎横断会議」を実施した旨述べられました。

そこですが、第２次安部改造内閣が最重要課題と位置付けた、人口減少対策や地域活性化策について、石破茂地方創成相はこの１３日、各地域の特色に応じた対策を進める考え方を強調し「地方から具体案を言ってくれば、人も出すし、お金も支援する。だが、やる気も知恵もないところはごめんなさいだ」と述べ、地方自治体に具体的な取り組みの提案を求めました。

ついては、このことをチャンスと捉え、飛騨市ならではの人口減少対策や地域経済活性化策を、危機感を持って庁舎横断会議などにより全総力を結集するなど、あらゆる手立てを活用して構築していただきたい。このことは、質問の通告をしていませんので答弁は求めませんが、具体案の構築と最大限の尽力を切望いたします。

それでは通告に従い、はじめに、飛騨市第３次行政改革についてお伺いいたします。

飛騨市においては、７月末の全員協議会で、第３次行政改革基本方針の説明がありました。このことは、進行する人口減少や、合併特例期間終了に伴う地方交付税の減額などの現状を踏まえ、将来の飛騨市を見据えて、改革を行うとしたものと捉え、高く評価いたします。

第１次行政改革は、合併後の速やかな一体化を図り、第２次行政改革は、財政健全化を目的に経費削減目標額を７億２４０万２，０００円と定め、その達成率は７７％で達成額は約５億４，０００万円となっています。

そして、今度の第３次行政改革は、いつまでも飛騨市が存在し続けることの「財政最適化」を目標に、単なる経費の削減のみならず、「行政の仕組みの改革」に主眼を置くと説明がありました。

そこでお伺いいたします。１点目は、第３次行政改革は、平成２６年度から平成３０

年度までになっていますが、すでに平成２６年度も５カ月を過ぎています。行政改革のスケジュールおよび進捗状況についてご説明下さい。

２点目は、「行政の仕組みの改革」としてありますが、改革とは、これまでの仕組みを新しいものに改めるとの意味があると思います。市が想定している「行政の仕組みの改革」の内容について、何を想定しているのか具体的に説明をお願いします。

３点目ですが、基本方針では、市の規模に見合った将来を見据えた施策の展開や、市有施設の見直しにまで踏み込むとされていますが、現在、指定管理施設について、専門家の監査法人に委託して検証を進めています。指定管理料を投じなければ経営が成り立たない温泉等入浴施設、宿泊施設、スキー場およびテーマパーク型施設などについて、第３次行革の中で廃止もあり得るのか伺います。

４点目、長期財政見通しによれば、平成２９年度に歳出が歳入を上回り、単年度収支が第３次行革終了の翌年度である平成３１年度からは、１０億円前後の赤字が見込まれています。

そこで、財政健全化を目的とした第２次行革では、経費削減目標額を７億円強とし、事務事業の見直しなどが行われました。「財政最適化」を目的とする第３次行革では、経費削減目標を設定し、市有施設や事務事業の見直し、および組織の改革が行われるのか、以上お伺いします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、内海議員の質問にそれぞれお答えさせていただきたいと思います。３次行革についてでございます。最初に、１点目のスケジュールおよび進捗状況についてお答えをさせていただきます。

先般の、７月３１日開催の全員協議会の中でも説明をいたしましたように、第３次行政改革は、市が発足して以降、行ってきた第１次および第２次の行政改革の結果を受けての取組みとなります。特に、平成２５年度までの第２次行政改革においては、各種事務事業の見直しなど、全１２２項目のさまざまな取り組みを行ってまいりました。中には、補助金の廃止、事務事業の縮小など、時には市民の痛みを伴う取り組みも断行し、取組効果額としては、今年度予算に対して約５億４、０００万円、５カ年の累計額としては約２億４、０００万円の実績をあげてきたところでございます。それでもなお、現時点で最新である平成２６年２月の飛騨市の長期財政見通しでは、市の財政状況の見通しがまだまだ厳しい状態であることは、すでにご存知のことと思います。

議員ご指摘のように、今年度もすでに半ばであります。第２次行政改革において、徹底的に事務事業を見直し、無駄を排除してきた中で、まだ大きな効果額を生み出すような取り組みが残っているのか、今後、市が取組まなければならないことは何か、とい

う背景の中で、第3次行政改革の方向性を導き出すのに手間取ったのが実情でございます。現在は、ようやく市として第3次行政改革の方針を打ち出したことから、8月の部長会において第3次行政改革の方針を説明するとともに、各部長より職員に対しても説明するよう指示し、行政改革の必要性和重要性について全ての職員の共通認識を図ったところでございます。今後は、市民等で構成をいたします外部組織である行政改革懇談会を立ち上げ、大綱案および実行計画案を示し、ご意見を拝聴しながら、案から確定版へと昇華させていきたいと思っております。懇談会委員のご意見を反映させる必要もあることから、現時点で具体的月日までは申し上げることはできませんが、年度内には各実行計画へと着手していく考えでおります。

次に、行政の仕組みの改革の内容についてでございます。昨今では、行政改革というと、行政上のコスト削減に主眼を置いた内容、とりわけ財政改革にとらわれがちでありますけれども、しかしながら本来の行政改革の定義は、「行政の制度・組織・運用を、外的環境の変化や内発的な必要性に応じて、適切に改めていくこと」と言われております。つまり、特定の内容をもって、行政の仕組みを改革するのではなく、行政改革そのものが行政の仕組みの改革である、と捉えております。

あえて具体例を申し上げるならば、第3次行政改革では、地域づくり、地域を担う人づくりを柱の一つに掲げております。例えば防災面ひとつを挙げてみても、行政ありきの防災ではなく、市民も主体性を持って災害発生時の初動体制を計画し、市民自らが定期的な防災訓練を実施するなど、各地域が自主的、継続的に防災活動を行っていただけるような意識付け、仕組みづくりができれば、それは、行政の運用を見直すことにつながります。

また、その時代、その時々にはふさわしい行政組織を構築することも、行政に求められる仕組みであり、これも第3次行政改革の柱の一つでございます。縦割りの行政組織が批判されますが、縦割り行政組織に変わる組織が確立されたところはありません。必要なことは、縦割りの組織が有機的に動く仕組みだと考えます。例えば、振興事務所の仕組みを見直し、地域の活性化につながる業務を行えるような組織とすることが実現したなら、それは行政の組織を見直すことにつながります。

以上のような、第3次行政改革として取り組む実行計画の全てが、行政の制度、運用、組織を適切に改めていく、行政の仕組みの改革なのだという点を念頭に置いて、推進していきたいと考えております。

次に、指定管理施設の廃止についてでございます。ご質問にもあるように、現在一部の指定管理施設を対象として、市の観光、商工の振興を図るために、本来あるべき姿について専門組織による検証を行っているところでございます。第3次行政改革では、その検証結果を受けて指定管理施設の将来的方向性を検討する旨を想定しておりますので、計画策定の段階では、どの施設を廃止かまでは導き出すことはできません。

特に商工、観光を目的とした指定管理施設の今後のあるべき姿は、飛騨市の今後を左

右するといっても過言ではありません。これらの施設の年間２億円を超える指定管理料だけでなく、これから発生する施設の更新費用が多額になると予測されるからであります。

しかしながら他方では、指定管理施設の廃止は地域の状況を一変させることとなります。そのため、指定管理施設の取り扱いには慎重さが求められております。

行政改革は、市の最上位計画ではございません。人口減少が加速化し、将来消滅する可能性のある自治体に位置付けられた本市の最重要課題は、人口問題と地域振興でございます。そこで、人口の問題と行政改革との間に整合性を持たせるためには、商工、観光を目的とした指定管理施設に頼らない地域振興がどこまでできるのかにかかっていると言えます。したがって、第３次行政改革の実施期間において商工、観光を目的とした指定管理施設がどのようなものになるのかについては、地域振興策の結果次第と考えているところでございます。

最後に、経費削減目標額の設定についてでございます。先ほども申し上げましたように、第３次行政改革は、単なるコスト縮減のみに主眼をおいた内容ではないものとしてと考えております。行政として、当然のことながら行政運営上の無駄を排除するため、継続的に事務事業を見直すことは必要でございまして、その取り組みによって経費削減を図ることができます。一方で、地域活性化につながる見込みがある事業があれば、積極的に市費を投入する場合もあり得ます。その時代、その時々で、施策を総合的に判断し、市の身の丈に合った財政運営を行っていく。そして必要な財源は真に必要なところに重点的に配分する。この姿勢が、第３次行政改革におけるキーワード「財政最適化」という考えに基づくものと言えます。

以上から、当初から目標額を定めて計画を打ち出すのではなく、取り組みを考えていく中で、結果的に行政改革の効果額が生じるものと考えているところでございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○９番（内海良郎）

今、市長の答弁の中で、行政改革を実施するに当たりまして行政改革懇談会だったですか、を設置して諮問して答申を受ける旨の説明がありましたが、この懇談会のメンバーでございますが、まだ決まっていないかもしれませんが約何人くらいで、どのような方を選任するようなお考えなのか、考えがありましたらお願いします。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、メンバー等はまだ決めておりませんが、第２次行政改革の折にも市民の声を聞くということで、こういった懇談会を立ち上げて作らせていただきました。そしてその後、その行政改革の進捗状況につきましてもチェックしていただく、そういった仕組みづくりをして第２維持行政改革を進めてきた経緯がございますので、この第３次行政改革につきましても、そういった形の中で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。人数につきましては、ちょっと手元にござい

ませんのでご容赦願いたいと思いますが、考え方は第2次行政改革と同じような考え方で進めさせてもらいたいというふうに思います。

○9番（内海良郎）

私は、ぜひ企業経営者の方にも加わっていただきまして、できればこの実行計画の策定から参画してもらったほうがいいのではないかと思います、そういう考え方はないかお尋ねします。

□副市長（白川修平）

現在、委員の選定に入っていますが、前回と同程度10人程度の人数を想定していますし、また中に入ってください方につきましては、それぞれの分野の方に加わっていただくようなことを考えております。

○9番（内海良郎）

指定管理施設云々のことはこれからということですが、いずれにしろ改革ということは必ず痛みを伴うということですので、やはり実施に当たっては事前説明などによりまして、いかに市民の理解を得ることが大事だというふうに思います。このことにつきましては、どのようなお考えを持ってみえるのかお尋ねします。

□副市長（白川修平）

市長が答弁をさせていただきましたように、指定管理施設のあり方につきましては大変難しいというふうに判断をしております。冒頭、内海議員は人口問題の話をされました。実は平成22年、2010年の国勢調査が行われまして、その結果が平成23年に出たわけでございます。その中で飛騨市の人口減少率が5年間で7.5%減っております。その前、5年前の平成17年の国勢調査のときには、5年間で5%の人口減少ということから見たときに、飛騨市の人口減少の進み方が進んでいるということで、市としても大変危惧をいたしているところでございます。冒頭に内海議員がおっしゃいましたように、この結果を受けまして平成23年度に全部の部長を集めまして、この人口問題についてどういうふうにするかというようなことで対策会議を設けさせていただいたところでございます。急な質問でございますので、思いっただけしか言えませんが、まず結婚相談業務を拡充させていただきました。それから「まちコン」を開始いたしました。また、未満児保育の受け入れとか保育園施設の充実をさせていただきました。それから不妊治療費の助成を拡充いたしました。また、Iターン、Uターンを促進するために、市内に入っていただいた方の家賃補助の拡充とか、それからそうした方を雇っていただく方の就職奨励金を拡充させていただきました。そうした取り組みと同時に、地域の振興策というのでも始めたところでございます。たまたま河合町におきましては、地域の有志の方が振興協議会を立ち上げられまして、河合町の振興のためにどうしたらいいのかということの取り組みを始められました。こうした取り組みを助成するために、ふるさと応援隊のような、市でよその方を雇用しまして河合町のほうに入っているところでございます。現在は「トビムシ」という会社に、河合町の振興のためにどうしたらいい

のかということで入っていただいております。宮川町でも、これは行政指導でなったわけですが、同様な組織が今年の春に立ち上がりました。神岡町におきましては、ご存じのようにNPO法人がレールマウンテンバイクを運営されまして、今年度から市内への誘客を進めるために看板の設置とか、そういう事業を始めております。古川町におきましても、薬草サミットを契機に薬草を中心としたNPOが立ち上がる予定でございます。

申し上げたいことは、こうした運動と、それから指定管理施設が一体となって指定管理施設に代わるものが、こうした地域の振興策として受け入れられるようなことをもって指定管理施設をどうあるべきかというその議論をしないと、指定管理施設の廃止ありきという議論になってしまいますと、冒頭に申しましたような人口減少がさらに加速するということにつながるわけでございます。市の最重要課題としましては、市長が答弁で申し上げましたように、人口減少と地域振興策でございます。当然、痛みを伴う行政改革というのは、そうしたものと一面では相反するものでございますので、この間に整合性を持たせるような行政改革の姿というのが現在の飛騨市に求められているのではないかと。経費の削減だけではなくて、当然経費の削減は必要でございますけれども、それ以上に地域の振興策につながるようなこともかみ合わせながらこの行政改革を進めていかないと、大変なことになるというようなことを強く認識をいたしているところでございます。

○9番（内海良郎）

今、お話がありましたように、これまでの尽力に対しまして評価をいたしたいと思えますし、今後とも尽力をいただきたいというふうに思います。この第3次行政改革も、もとはといえば長期の財政の見通しを緩和して、行革の実施が必要不可欠だというふうに私も思っておりますので、今後は行政と住民がこの危機感を共有して一体となって取り組まなければならない問題だというふうに思っております。それでは次の質問に移ります。

次に、全国学力テストの結果と取り組みについて伺います。

文部科学省は8月25日、全国学力テストの結果を公表しました。都道府県別の学力は、秋田県と福井県が上位を占め、青森や石川、富山県なども好成績で固定化が進んだ一方、これまで下位が続いていた県の成績が大幅に改善し、地域格差が縮小傾向にあるとしています。

調査結果の傾向は、おおむね過去と同様で、国語と算数・数学の平均正答率は、基礎的知識問題よりも知識の活用力を見る問題が低く、依然として活用課題があると分析しています。

ペーパーテストの得点重視と、学校の序列化や学校現場が、全国学力テストの成績に一喜一憂し、浮足立ってしまうような状況にしてはならないことが基本であると思っておりますが、成績は良いに越したことはないとともに、市民が子や孫の通う学校の学力の

現状を知りたいと思うのも実情であることも踏まえながら伺いいたします。

1点目は、県内公立小中学校の平均正答率は、中学校は全国を上回ったが、小学校は2年連続で下回ったとありますが、飛騨市の小中学校の結果は全国比および県平均比はどうであったかをお伺いいたします。

2点目でございますが、県内の全国比は調査開始の平成19年以降、下降傾向にありますが、過去4回の飛騨市の全国比を伺います。

3点目は、県教委は算数の学力低下を課題と捉え、平成22年度から基礎学力定着サポートプランを実施し、習熟度別の少人数指導や補充問題の提供に取り組んだが、小学校は国語、算数ともに全国平均を下回りました。

松川県教育長は、「経年での下降傾向を改善するため、調査結果を詳細に分析し、小中学校の改善の取り組みを強化していきたい」と言ってみえますが、飛騨市の今回の結果とその課題をどのように捉えているのか。また、今後の取り組みについてお聞かせ下さい。

4点目でございますが、本年度から教育委員会による市町村別、学校別の成績公表が、平均正答率を一覧にした公表や学校の順位付けはしない条件で、公表できるようになりました。県内では御嵩町教委が、平均正答率や順位などの数字では示さず、学校名を明らかにした上で、全国平均と比べて「やや上回る」、「並」、「やや下回る」の3段階で公表し、分析結果や改善方法もあわせて示し、「地域や家庭で問題意識を共有することで学校、家庭、地域が一丸となって改善に努められる」と期待し、町教委のホームページで公表する見通しと報道されています。公表をめぐっては、全国自治体の教委で議論が分かれており、飛騨市教委は今回は公表しないと思われますが、次回以降も含めどのように考えているのか伺います。

5点目でございますが、文科省が公表した全国学力テストの児童生徒アンケートで、平日に1時間以上携帯、スマホを含めゲームをする児童生徒は、小学校6年が54.4%で、中3が55.9%に上がります。そして、ゲームの時間と成績を比較した結果、中3の数学Aの平均正答率は、4時間以上では55.7%だったが、30分未満は72.7%で17%と差が開いた。また、4時間以上ゲームをするのは小中とも10%前後に上り、ゲームの時間が長いほど平均正答率は低く、ゲームと成績の因果関係があるとしています。その上、年々ゲームの時間が増加しており、家庭でゲームとの付き合い方を考えてほしいと注意を促していますが、どのように捉え対応をするのかお聞かせ下さい。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

それでは、本年の4月22日に実施され、この8月25日に結果が公表されました「全国学力・学習状況調査」についてのご質問、5点について答弁させていただきます。

まず1点目、飛騨市における結果ですが、小学校は、全小学校6年生223名を対象として実施され、知識に関する問題としての「国語A」は、全国平均正答率をやや下回り、「算数A」は、全国平均と同等でした。また、活用に関する問題としての「国語B」、「算数B」は、両科目ともにわずかですが全国を上回りました。なお、県平均正答率との比較においては、国語、算数のA、B、すなわち知識問題、活用問題ともすべて県を上回りました。

次に中学校ですが、全中学校3年生228名が対象で、国語、数学のすべての調査において全国および県平均正答率を上回りました。

特に数学は大きく上回り、8月26日新聞紙上で発表されました各県の平均正答率の結果に当てはめてみますと、知識問題、活用問題とも10位以内の上位県と同様の正答率にあります。

以上、本年度の結果についての概要を申し上げましたが、続いて2点目のご質問、全国平均比との推移についてお答えします。

まず小学校において、国語、算数の市全体の平均正答率は、22年度あたりまで下回る結果にありましたが、23年度には上回りました。しかし、24年度には再び下回り、昨年25年度は、国語の知識問題以外はやや下回り、26年度の今年度は述べましたとおりの結果です。なお、「やや」というのは、上限、下限それぞれ2ポイントというふうにご理解いただければありがたいと思います。

中学校につきましては、20年、22年度あたりに低い結果がありましたが、小学校同様に23年度にすべて上回り、その後、24年度、25年度、そして本年度とかなり上回っている結果となっています。

次に3点目、今回の結果および課題を踏まえての今後について答弁いたします。

ご承知のように本調査は、小6、中3と限定されていて小学校と中学校の出口における調査ということが出来ます。当然、年ごとに対象児童生徒が異なり、学校の学力定着のすべてを評価することはできません。よって、全学校、全学年を対象にした市標準学力調査とを関わらせながら総合的に分析し、すべての児童生徒の実態に着目して指導方法の改善等、取り組みの充実をより図っていきます。

先般の市の校長会では、今回の結果を踏まえ、市内全小中学校が市の学習習慣確立指針を基盤に、児童生徒一人一人の状況を見届け、来年1月末に実施予定の「市標準学力調査」に向けての目標づくりと指導方法のさらなる改善を図るよう、具体的に指導、助言しました。

また、この10月には市の指定基礎学力向上・教科専門性向上事業として、宮川小学校と神岡中学校それぞれにおいて公表会を開催しまして、市全体の指導方法の改善の共通理解と共通実践に結びつくことを意図しての事業を、市外にも参加を呼び掛けて実施いたします。

4点目、学校別成績の公表についてです。市教育委員会としましては、「学校名を明ら

かにした結果は公表しない」という立場に立っていますが、その理由は大きく2点あります。

1つ目の理由は、市内には学級に1人という極少人数の学年があり、学校名を明らかにした結果公表は、個人の特定につながるということです。

2つ目は、申し上げましたように、今回の結果と全児童生徒を対象とした市の標準学力調査の結果とを総合的に分析して、児童生徒一人一人の学力の実態を伸びと課題の両面から継続的に捉えて、指導方法等の改善に生かすことが何よりもの大きな目的にあるからです。

よって、この2点から、市教委としての結果の公表方法および内容は「市小中学校全体の結果は、全国と比べてやや下回る、やや上回る」などの表現で示すとともに、市の標準学力調査結果も併せて分析しての改善方策等を、市の教育研究所ホームページや各学校の「学校だより」を活用して、保護者や市民の皆さまにお伝えするという公表方法をとります。

学校としては、規模に大きな違いがありますので、すべて足並みをそろえての対応はできませんが、共通して実施することとして「個人懇談等で児童生徒一人一人に調査結果の個人票を配布し、その子の伸びや課題を示して、次への目標づくりにつなげる」を、全校長に周知しております。

また、自校の調査結果を分析し、今後の指導方法の改善策を「学校だより」や「保護者だより」等を通じて公表して、保護者に理解と協力を求めることについても統一内容として承知しております。

以上のように、議員のお言葉にもありましたように調査結果に一喜一憂するのではなく、結果をきめ細かく分析して指導改善等に生かすことで、教師の指導力向上や児童生徒の確かな学力定着および向上につながるよう、市教委と学校が連携して取り組んでいく所存です。

最後の5点目、ゲームと成績との因果関係についてですが、議員ご指摘のとおり、ゲームの時間が長ければ長いほどあると考えます。

今回の質問調査では、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、コンピュータゲーム、携帯式ゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含んだのテレビゲームの質問に対して、「1日当たり1時間以上している」と回答した市内の児童は、53.3%、生徒は59.9%でした。

また、「4時間以上ゲームをしている」と回答した児童生徒の成績は、「1時間より少ない」と回答した児童生徒と比較して、小学校の場合国語Bで最大16.0ポイント、中学校の場合も同じ国語Bにおいて最大が18.3ポイント低いことが分かりました。

このような現状をどれだけでも改善するために、学校では、授業の終末に評価問題を必ず取り入れて、家庭での予習、復習に取り組む意欲化を図っています。また、PTAとの連携により「家庭生活の見守りシート」を活用しまして、テレビやゲームの時間を

守る実践にも努めています。

いずれにしても、ゲーム機器を買い与えるのは家庭であり、その家庭の責任においてルールを決め、実行していくのが理想ではありますが、なかなか簡単にはいかないという現実にはあります。市の教育委員会としまして、学校と連携しながら資料や学習機会の提供に努めて、児童生徒が意欲的、主体的に家庭学習に取り組む対策に今後とも努めていきたいというふうに考えています。

なお、早速、明日19日ですけれども、市のPTA連合会の役員の皆さまとの懇談を計画しております。その場において、後藤議員からのご質問内容「危険ドラッグ」とあわせて実態からの問題提起をする予定にしております。以上、答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○9番（内海良郎）

丁寧なご回答をありがとうございました。今、お聞きした中で、中学校の数学がここ数年、県内でも10位以内というような形で非常に伸びてきたということは、非常に評価すべきことではないかというふうに喜ばしい限りでございます。

そこで、あえてお伺いしますが、学校別の成績の公表はしないということで、それはそれで結構だと思いますが、傾向として結構でございますが、当然飛騨市のそれぞれの学校の差は多少はあると思います。その差が、平成19年から行われております全国学力テストですね、毎年固定して多少の差が学校ごとにあるのか、年度によって、具体的に言いますと古川中学校のほう为上だったけれども、その年度によってこういう差があるのか。その辺はいかがか、お尋ねします。感覚で結構です。

□教育長（山本幸一）

具体的なデータは持っておりますが、年度によって学校ごとに違っていると、異なるというのが実態です。実際に例えば、平成23年度の6年生で実施した結果の子供が、今度は本年度中3ということで、小学校から中学校へどう上回ったとか、下回ったとか、そういう分析もしておりますけれども、中学校は上回っている中でその年によって若干の学校によって違いはあるということでございます。

○9番（内海良郎）

ありがとうございました。いずれにしろ、子供は国の宝でありまして、教育は何よりも重要だということでございますので、さらなるご尽力をお願いしたいと思います。

最後に、飛騨市関連の看板などについてお伺いいたします。看板などは、案内、宣伝、広告、啓蒙・啓発、注意喚起、標識に使われ、それぞれの目的を果たすべく設置されており、その役割も大きいものがあります。

高速道路における市町村の標識看板は、小さくても趣のあるものも多く、いつまでも良いイメージで記憶に残っているものも数あり、その市町村の広告宣伝を担い、観光や産業に大いに役立っているものと思われます。

古川町の馬場地下道付近にある「瀬戸川と白壁土蔵」の切り絵看板は、古川土木事務所へお願いして、県道古川国府線の標識看板の裏に掲げていただいているものでありますが、趣もあり、大いに効果があり役立っているものと自負しております。

また、国道４１号新蛤橋詰めに大きな看板がありました。その看板は平成４年に「起し太鼓の里」の案内看板として設置されましたが、その後、町や市での大きなイベントが行われると、そのイベント看板に書き換えられ、最後は、岐阜清流国体の看板で役割を終え、現在は撤去されています。この看板は２０年間その時々役割を果たし大いに効果がありましたが、看板全体の老朽化により撤去されたものと思います。

一方、色があせたり表面剥離など本体そのものが傷んでいたり、ましてや、期限が過ぎてしまっているにもかかわらず放置されている物ほど感じを悪くする物はありません。

そして、国道４１号袈裟丸から杉崎入口の「起し太鼓の里」の案内看板は書き換えられましたが、「起し太鼓の里」は大手広告代理店にロゴタイプを作成していただいているにもかかわらず、そのロゴタイプが使用されていないことは残念であります。そこで、次のことについて伺いをいたします。

１点目でございますが、飛騨市関連の看板は、旧町村や飛騨市のほか、関連施設や協議会など団体が設置したものが市外を含め旧町村毎に数多くありますが、その数はどのくらいあり、その現状をどのように捉えているのか伺います。

２点目、合併して１０年を経過した現在、将来に向けての飛騨市として、観光や産業のみならず、それぞれの部門についての看板のあり方と方針をお聞かせ願いたい。

３点目、表面が老朽化しているものが見受けられ、順次整備せざるを得ないが、整備に当たっては、全体構想、計画があつて、それに基づいて整備されるもので、それに当たっては、現在の看板の基礎や枠組みの老朽化度合いなどの状況と、地主や借地料など考慮した上で行われるものと思われませんが、今後の整備計画をお伺いいたします。

また、公園や史跡などにある看板や標柱についてもお聞かせ願います。

４点目、飛騨市の市章はシンボルであり、市章やロゴは「飛騨市デザインマニュアル」に基づいて使用することはもとより、「起し太鼓の里」のようにロゴタイプのあるものは保全するとともに、継続活用により付加価値を付け、見る人に良いイメージで記憶に残る、趣のある看板を目指すべきと思われますが、どのようにお考えか伺いいたします。

◎議長（菅沼明彦）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 登壇〕

□企画商工観光部長（水上雅廣）

それでは、内海議員ご質問の飛騨市関連の看板等について順次お答えをさせていただきます。

まず１点目、飛騨市関連の看板などの現状についてでございますけれども、国、県設置の道路案内標識や、クリーンセンターや保健センターなど非営利の公共施設への案内

看板を除いたもので、道路脇にある基礎を有する大型看板について報告をいたします。

交通安全啓発と道路整備促進関係をあわせて古川 3 基、河合 1 基、宮川 6 基、神岡 1 基の計 11 基、飛騨牛や蕎麦振興、飛騨地鶏などの産業振興関係では古川 2 基、河合 2 基、神岡 6 基、市外 1 基の計 11 基、起し太鼓やスキー場など観光看板と観光施設、市への誘導、案内関係では古川 8 基、河合 20 基、宮川 12 基、神岡 20 基、市外 6 基の計 66 基、合計では 88 基存在しますが、所属している部署がそれぞれ管理しているため統一した管理台帳が存在しておらず、また同一職員による確認行為ではないために種別分類と数字の差異はあるかもしれませんのでお許しを賜りたいと思います。

看板の状況ですが、例えば古川町の起し太鼓の里看板にしても整備から 22 年が経過していることもあり、確認した看板の多くで基礎鉄骨部分がさびているもの、表面部分が色あせているもの、つなぎ部分が剥落しているもの、角の部分が裂損しているものなど老朽化しているものが現状であります。

次に 2 点目、今後の看板等の在り方と方針についてお答えをいたします。

車のカーナビゲーションの普及や携帯電話での GPS 位置情報で現在地や目的地が容易に検索確認できる情報社会になり、案内看板や施設看板が果たす役割は変わってきています。

観光を目的に飛騨市に訪れる観光客も、例えば「レールマウンテンバイクに乗る」とか「天生湿原に行く」など目的を持った個人観光旅行の時代となり、目的を持たずに飛騨市を訪れたお客さまが、たまたま目にした観光施設看板を見て入場される機会は減ってきたのではないかと推測いたします。

また、飛騨牛の産地として看板によって飛騨市を PR することは有効であることは間違いありませんけれども、イメージ戦略の一部であって、他の宣伝方法に変えることが可能であると考えております。今後、観光振興看板や産業振興につながる PR 看板について、老朽化し景観を損ねると判断した大型看板は、順次撤去をしていく方針であります。

反面、街中にある観光スポットへの案内誘導標識や看板については、景観に合わせたコンパクトなものを基本とし、また増えている外国人観光客に対しても多言語表記などで飛騨市を訪れた人々に対してきめ細かく、分かりやすい案内表記をすることに力を注ぎたいと考えております。

3 点目、今後の整備計画についてと、4 点目、飛騨市の市章、ロゴやロゴタイプの保全継続については関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。

合併後 11 年を経過し、今後新たな整備計画をする作業の前に、少なくとも旧 4 町村で使用してきたキャッチフレーズ、例えば「かわいむらんど」などやキャラクター「雪ん子」などそういったものの見直しを含めて、まず飛騨市のイメージをどのように表現していくのか、そこで看板はどういう役割を持たせて整備をするのか、協議を重ね合意を得なければならないと考えております。

議員よりご提案いただいている市章や市の木「ブナ」、市の花「水芭蕉」を表現するか、しないのか、デザインマニュアルに基づく飛騨市の統一ロゴを制定して一体感を高めていくことも整備計画を策定する上では必要な項目であると考えております。

いずれにいたしましても、飛騨市を表現する看板や標識について、市民はもとより訪れた方々が周辺景観に配慮されていて好感を持って接することのできる看板標識にしていかなければなりません。

なお、３点目のご質問にある借地料の件については、現在の大型看板は市の借用地全体見直し作業の中で、あらためて地主の確認と今後の借地料について１件ずつ協議をしているところでございます。

また、公園看板については、修繕が必要なものについてはその都度対応し、史跡や文化財の標柱等についても毎年の予算の範囲内で対応しているということでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

〔企画商工観光部長 水上雅廣 着席〕

○９番（内海良郎）

いずれにいたしましても、合併して１０年も済みますので、今後の市の全看板についても全体構想計画というものを定められて、それに従って整備を、整備と言いますか取り壊すものは取り壊すもの含めてでございますが、していただきたいということを思っております。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔９番 内海良郎 着席〕

◎議長（菅沼明彦）

以上で質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（菅沼明彦）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後３時１０分 再開 午後３時１１分 ）

◆再開

◎議長（菅沼明彦）

会議を再開いたします。ただ今、議題となっております議案第８６号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第１００号、字区域の変更について、神岡町吉田Ⅵ地区についてまでの１５案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に、議題となっております議案第１０１号、平成２６年度飛騨市一般会計補正予算、

補正第２号から、議案第１０７号、平成２６年度飛騨市水道事業会計補正予算、補正第２号までの７案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、議案第１０１号から議案第１０７号についてまでの７案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

次に、議題となっております認定第１号、平成２５年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第１５号、平成２５年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの１５案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、認定第１号から認定第１５号についてまでの１５案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。９月１９日から９月３０日までの１２日間は、常任委員会、予算、決算特別委員会の審査等のため、本会を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎議長（菅沼明彦）

ご異議なしと認めます。よって、９月１９日から９月３０日までの１２日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆散会

◎議長（菅沼明彦）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回の会議は、１０月１日午後３時からを予定しております。本日は、これにて散会といたします。

（ 散会 午後３時１５分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議員

菅沼 明彦

飛騨市議会議員（4番）

洞口 和彦

飛騨市議会議員（5番）

野村 勝憲